

横須賀港港湾環境計画



平成28年(2016年)3月改定
横須賀市

■はじめに	1
-------	---

■序章 横須賀港港湾環境計画の改定について

1 改定の背景	2
(1) 計画策定時の計画期間	2
(2) 計画策定からの社会経済状況の変化	2
(3) 海洋基本法の施行	2
(4) 中間評価の実施	2
(5) 庁内関連計画（上位計画）の見直し	3
2 計画に基づく施策や取り組みの進捗状況	3
(1) 計画に基づき実施できた主な施策や取り組み	3
(2) これまでの進捗状況から推進が必要な施策や取り組みと今後の課題	3
3 改定の基本的な考え方	4
(1) 計画期間	4
(2) 改定の位置付け	5
4 改定の主なポイント	5

■第1章 横須賀港港湾環境計画の概要

1 横須賀港港湾環境計画の位置付けと策定経緯	7
(1) 計画の目的	7
(2) 計画の位置付け	7
(3) 計画の策定経緯	8
2 横須賀港沿岸域の環境特性	10
(1) 横須賀港の地勢	10
(2) 横須賀港の環境特性の現状及び課題	11
(3) 地域別の環境特性	17

■第2章 計画の基本的な考え方

1 横須賀港の環境施策に求められる事項	21
(1) 総合的港湾環境施策の必要性	21
(2) 地域性の配慮の必要性	21
(3) 市民協働による実現の必要性	21
2 基本構想	22
3 基本理念と基本方針	22
(1) 基本理念：市民との協働による「エコタウンポート」の形成	22
(2) 基本方針	22
4 エリアの考え方	24
(1) エリアの設定	24
(2) 各エリアの基本方針	24
5 地区の考え方	26
(1) 地区の位置付け	26
(2) 各地区の概要	27

■第3章 行動計画と施策や取り組み

1	行動計画	40
(1)	基本目標の設定	40
(2)	基本目標	41
(3)	推進施策の設定と具体的施策	41
2	重点施策の設定	54
(1)	重点施策設定の趣旨	54
(2)	重点施策	54
3	指標の設定	54
(1)	指標設定の趣旨	54
(2)	指標設定の考え方	54
(3)	具体的な指標	55

■第4章 計画の推進

1	計画の推進における短期・中長期的な視点	56
(1)	他の計画との整合	56
(2)	短期・中長期的な視点からの施策や取り組み	58
2	計画の推進体制	59
(1)	庁内関連部局との連携	59
(2)	庁内分野別計画との整合	59
(3)	外部組織や市民等との協働	59
3	計画の進行管理	59
(1)	施策や取り組みの進捗状況の把握	59
(2)	年次報告書の作成・配付及び公表	59
4	財源の確保	59
5	計画の見直し	59

■資料編

1	横須賀港湾環境計画改定検討委員会条例	61
2	横須賀港湾環境計画改定検討委員会の開催経緯	62
3	横須賀港湾環境計画改定検討委員会委員名簿	63
4	諮問	64
5	答申	65
6	パブリック・コメント手続の結果	65
7	改定前の計画に基づく実施事業一覧表(平成27年度まで)	66
8	用語集	70

■はじめに

横須賀港は天然の良港で、古くから我が国の要衝の1つであり、1865年（慶応元年）の横須賀製鉄所（造船所）の開設を起源とし、開国期以降は我が国の近代化に大きく貢献した軍港として発展してきたことから、浦賀、猿島、記念艦「三笠」などの開国や海軍に関連する歴史遺産が多く、現在も米海軍や海上自衛隊の施設が立地する特有の港となっています。

また、首都圏に位置する利便性からさまざまな土地利用がされる中で、人工護岸の占める割合も多く、人々が海にふれられる空間が限られている地区もあります。

一方で、猿島や観音崎など東京湾の中でも貴重な自然海岸があり、多様な生物が生息する環境を有しています。

こうした中で、本市では、横須賀市の環境施策の方針を定めた横須賀市環境基本計画及び横須賀港の規模・能力や施設整備の方針を示した横須賀港港湾計画の下位計画として、本市の大切な財産である横須賀港沿岸域の環境のあり方と施策の実施に向けた取り組みについて市民との協働により検討した結果をまとめた横須賀港港湾環境計画を平成17年3月に策定しました。

これまで、横須賀港港湾環境計画に基づく施策や取り組みを推進してきましたが、計画期間を概ね10年としていることや上位計画である横須賀市環境基本計画及び横須賀港港湾計画も見直すこととしたため、社会経済状況の変化、計画に基づく施策や取り組みの進捗状況を踏まえ、平成26、27年度にかけて、有識者等による「横須賀港港湾環境計画改定検討委員会」を設置・開催して検討を行い、計画を改定しました。

なお、今回の改定は基本理念など基本的事項を維持する一部改定としていることから、本市の基本的な政策・施策を体系的に示す計画である横須賀市基本計画の見直しが予定されている平成33年度に全面改定する予定です。

■序章 横須賀港湾環境計画の改定について

1 改定の背景

(1) 計画策定時の計画期間

横須賀港湾環境計画（以下、「本計画」という。）は、横須賀港の規模・能力や施設整備の方針を示した横須賀港湾計画と連携して推進する必要があるため、本計画策定時には行動計画の計画期間を概ね10年である平成20年代後半（2015年頃）とし、本計画の基礎的条件である環境や社会情勢の変化、その他の要請の高まりなどが生じたときには必要に応じて計画の見直しを検討するなど柔軟に対応することとしています。

(2) 計画策定からの社会経済状況の変化

平成17年の本計画策定以降、社会経済状況の低迷は続き、国や横須賀市（以下、「本市」という。）の財政状況も厳しさを増すと同時に、港湾環境に係る施策に充てることができる財源も限られ、より計画的な取り組みが求められてきました。

また、平成23年3月には東日本大震災による甚大な津波被害が発生し、港湾における安全・安心の視点がこれまで以上に重視されることとなりました。

(3) 海洋基本法の施行

平成19年7月に経済社会の健全な発展、国民生活の安定向上、海洋と人類の共生に貢献することを目的とした海洋基本法が施行されました。目的達成の過程では、国、地方自治体、事業者、国民の責務が明確化され、地方自治体は区域の自然的・社会的条件に応じた施策の策定及び実施の責務を有すると定められています。

また、同法の中で政府には海洋基本計画を定めることが求められ、その中では環境に係る基本的施策として、海洋生物の多様性確保、流入水による汚濁負荷低減、海洋への廃棄物排出防止、海洋の自然景観の保全などが定められています。

さらに、海洋に関する国民の理解の増進等として、国の学校教育・社会教育における海洋教育の推進、海洋に関するレクリエーションの普及なども求めています。

(4) 中間評価の実施

平成22、23年度は本計画の計画期間の中間年度に当たるため、計画策定時からの行動計画の取り組みの進捗状況について、学識経験者、関係事業者、市民団体などで構成する「横須賀港湾環境計画中間評価委員会」を設置・開催し、6つの行動計画を中心に評価を行い、推進できている取り組みと十分でない取り組みを整理するとともに、今後概ね5年間で優先的に進めるべき施策として、次の3つの重点施策を位置付けました。

重点施策1：(活生のエリア：走水地区)

人々が海に親しめるよう、浅海域の再生を進めます。

重点施策2：(再生のエリア：長浦地区、共生のエリア：浦賀、久里浜地区)

港湾区域における人々の憩いの場として港湾緑地の整備を推進します。また、港湾施設の利活用や水辺空間の開放を進めます。

重点施策3：(全地区)

市民・市民団体や事業者との協働、あるいは、役割分担によりエコポート事業を推進します。また、人々が海に親しめる場の提供やこのために必要なガイドなどの人材の育成を進めます。

(5) 庁内関連計画（上位計画）の見直し

本計画の上位計画である横須賀市環境基本計画（2011～2021）及び横須賀港港湾計画との整合を図る必要があることから、これらの計画の見直しに合わせ、本計画を改定しました。

2 計画に基づく施策や取り組みの進捗状況

こうした中で、これまでに本計画に基づくさまざまな施策や取り組みを推進するとともに、平成24年度からは計画の進行管理を行い、その結果を年次報告書として作成・公表しています。

本計画に基づき実施できた施策や取り組みがある一方で、これまでの進捗状況から推進することが必要と考えられる施策や取り組みもあることから、計画の改定に当たり、現状での課題と今後取り組むべき内容を整理しました。

(1) 計画に基づき実施できた主な施策や取り組み

① 放置艇収容施設、高潮対策護岸などの整備

本計画策定時に大きな課題の1つであった横須賀港内の放置艇に関しては、平成16～18年度の深浦ボートパークの整備、平成19～21年度の浦賀ボートパークの整備により概ね解消され、船舶の航行の安全性や水辺景観が向上しました。

また、馬堀地区の高潮対策に関しては、国が直轄事業による護岸整備を実施したことにより、背後地が高潮から防護されるとともに、プロムナード機能を有した護岸であることから市民の憩いの場としても活用されています。

② 自然環境に配慮した手法による施設整備

新猿島棧橋などの施設整備に当たっては、自然環境への影響を考慮した整備手法を採用しました。

③ 猿島、観音崎など自然資産の活用

猿島や観音崎におけるエコツアーの実施、猿島公園専門ガイドの養成、猿島自然観察会の実施など、地域の自然資産を活用したさまざまな取り組みを行いました。

④ 軍港めぐりなどによる横須賀ブランドの発信と定着

平成20年度に民間事業者による「YOKOSUKA軍港めぐり」が定期航路化され、毎年利用者が増加し、横須賀の観光スポットとなっています。こうした取り組みは、海を利用した横須賀ブランドの発信として定着しています。

(2) これまでの進捗状況から推進が必要な施策や取り組みと今後の課題

① 多様な活動主体との連携（地域・学校と行政との連携）

本計画の基本理念は「市民との協働による『エコタウンポート』の形成」であり、市民との協働は重要な要素です。市民団体による取り組みは増加してきているものの、行政と地域、特に学校と連携した取り組みが十分でなかったことから、学校との積極的な連携が必要です。

②海に関する活動や団体の情報収集と発信

市民との協働により港湾環境関連の施策を推進するためには、活動する団体への情報提供や団体との情報共有を進め、行政・市民団体相互の協力、活動の円滑化・活性化に繋げていく必要があります。

③海に親しみ、海を知る機会の提供

猿島や走水などの自然海岸においては、市民が積極的にその環境を利用できる機会を提供していく必要があります。これまでシーカヤック体験、スノーケルによる海の観察会などを実施してきましたが、より広く市民が海と親しみ、海を知る機会を提供できるよう、行政、市民団体、地域、学校などが協力・連携する仕組みを作ることが大切です。

④水際線へのアクセスが制限された地域での親水性の確保

横須賀港の水際線は、特に北部（再生のエリア）においては工場や防衛施設の立地により一般市民の立入が制限されている場所が多くなっています。追浜地区や長浦地区での浅海域保全・再生事業や港湾緑地整備事業を進め、市民等が直接海に親しむことができ、憩いを感じることができる親水性の高い水辺空間の整備を推進していくことが必要です。

⑤整備された施設の利活用

ハード面の整備が進み、2か所のポートパークや馬堀海岸の高潮対策護岸など大規模な整備も完了しました。こうした施設については、本来の目的である放置艇対策や高潮対策としての役割・機能を果たしていますが、今後はこうした場所を市民が海に親しめる場として活用することを検討する必要があります。

⑥海の利用マナーの啓発

海の利用においては、環境との共生を図り、利用者自らが海での安全や環境保全のための知識や認識を持つことが大切です。そのためには、海の大切さや安全な利用について、啓発を行う必要があります。

3 改定の基本的な考え方

これまでの本計画の背景、計画に基づく施策や取り組みの進捗状況などを踏まえた上で、計画改定を行いました。

(1) 計画期間

本市の基本構想に基づき策定する最上位計画である基本計画については、平成33年度に見直しを行う予定であり、また、これに合わせて本計画の上位計画である横須賀市環境基本計画（2011～2021）や横須賀港港湾計画も見直しを行う予定であることから、本計画の計画期間を平成33年度までとしました。

(2) 改定の位置付け

こうしたことから、本計画の改定は、現行計画の補完及び次期計画改定へ向けた助走としてのマイナーチェンジとして位置付け、基本理念、基本方針、行動計画の考え方などの基本的事項については維持・継続していくこととしています。

4 改定の主なポイント

【Point 1】計画体系の見直し (P. 50~51)

計画体系については、本計画策定時は85の「地区別の行動指針」から17の「先導的取り組み」、6つの「行動計画」へと段階的に抽出する体系とし、横須賀港における各地区での取り組みを具体的に明記するとともに、できることから実施していくこととしていました。一方で、これまでの計画体系は本計画の全体像を把握しにくく、また、各地区特有の取り組みとしているため、他の地区での取り組みや地区を跨いだ取り組みを適切に評価することが難しいという課題がありました。このため、計画体系の考え方を「下からの抽出」から「上からの落とし込み」へと変更し、再構成しました。

【改定前】行動指針(85)⇒先導的取り組み(17)⇒行動計画(6)：下からの抽出

【改定後】基本目標(5)⇒推進施策(16)⇒具体的施策(48)：上からの落とし込み

【Point 2】基本方針の再編 (P. 22~23)

本計画策定時の6つの基本方針には基本的に変更はありませんが、「活力あるまちの創造」と「横須賀ブランドの活用」には共通項が多いことから統合し、基本方針を5つとしました。

【改定前】

- I 市民協働による推進
- II 利用と環境の調和
- III 快適な生活環境の形成
- IV 海の世界再生
- V 活力あるまちの創造
- VI 横須賀ブランドの活用

【改定後】

- I 市民協働による推進
- II 利用と環境の調和
- III 快適な生活環境の形成
- IV 海の世界再生
- V 活力あるまちの創造

【Point 3】基本目標の設定 (P. 40~41)

これまで、行動計画における目標設定がなかったことから、施策や取り組みを実施してきた結果を客観的に評価することや一定の成果を見ることが難しかったため、新たに基本目標を設定し、目標に向けた施策や取り組みを推進していくこととしました。

行動計画の基本目標(新規)

- i 多様な主体(市民、市民活動団体、学校等)との協働による取り組みを進めます
- ii 市民等が海を身近に感じ、海に親しめる機会を創出します
- iii 市民が安心して暮らせるまち、市民が憩える水辺空間を創出します
- iv 水質・底質及び生物多様性・生態系の保全・再生を進めます
- v 横須賀の資源(景観・歴史、ブランドなど)を活かした海の魅力の発信を進めます

【Point 4】重点施策の設定 (P.54)

これまで、本計画では、17 の先導的取り組み及び6つの行動計画を中心に取り組みを進めてきましたが、施策や取り組みを総花的に進めるのではなく、計画の中間評価の際に位置付けた重点施策のように、計画全体を推し進めていくシンボリックな取り組みをエリアや地区に捉われずに重点施策として改めて位置付けました。

【Point 5】指標の設定 (P.54~55)

本計画では「できることから、できるところから、継続して」という基本的な考え方に基づき、施策や取り組みを推進してきましたが、その達成状況について市民等にも分かりやすく、定量的に測ることができる指標や目標値を設定しました。

【Point 6】短期・中長期的な視点の取り入れ (P.56~58)

計画改定に当たっては、計画期間を平成33年度までとすることから、計画期間中に推進していくべき事項・取り組みを短期的な視点として、また、将来に向けた横須賀港の利活用や環境のあり方を中長期的な視点として、それぞれの考え方を記載しました。

■第1章 横須賀港港湾環境計画の概要

1 横須賀港港湾環境計画の位置付けと策定経緯

(1) 計画の目的

横須賀港は観音崎や猿島をはじめとする海岸や緑に恵まれ、親水性の高い水辺空間があり、港湾の発展と自然との共存が可能な臨海部空間を有しています。

また、米海軍や海上自衛隊の施設などが立地する特有の景観を持つとともに、浦賀、猿島、観音崎などの自然・歴史的資源、ヴェルニー公園や三笠公園などの憩いや散策の場などさまざまな利用がされています。

本市では、こうした大切な財産である海の魅力を一層向上させるとともに、貴重な自然を未来に引き継ぎ、東京湾の環境再生に寄与するために、横須賀港沿岸域の環境のあり方と今後推進すべき施策や取り組みの方向を示した本計画を平成17年3月に策定しました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例第9条に基づき策定した本市の環境行政のマスタープランである「横須賀市環境基本計画」及び港湾法第3条の3第1項に基づき策定した「横須賀港港湾計画」の下位計画として位置付けています。

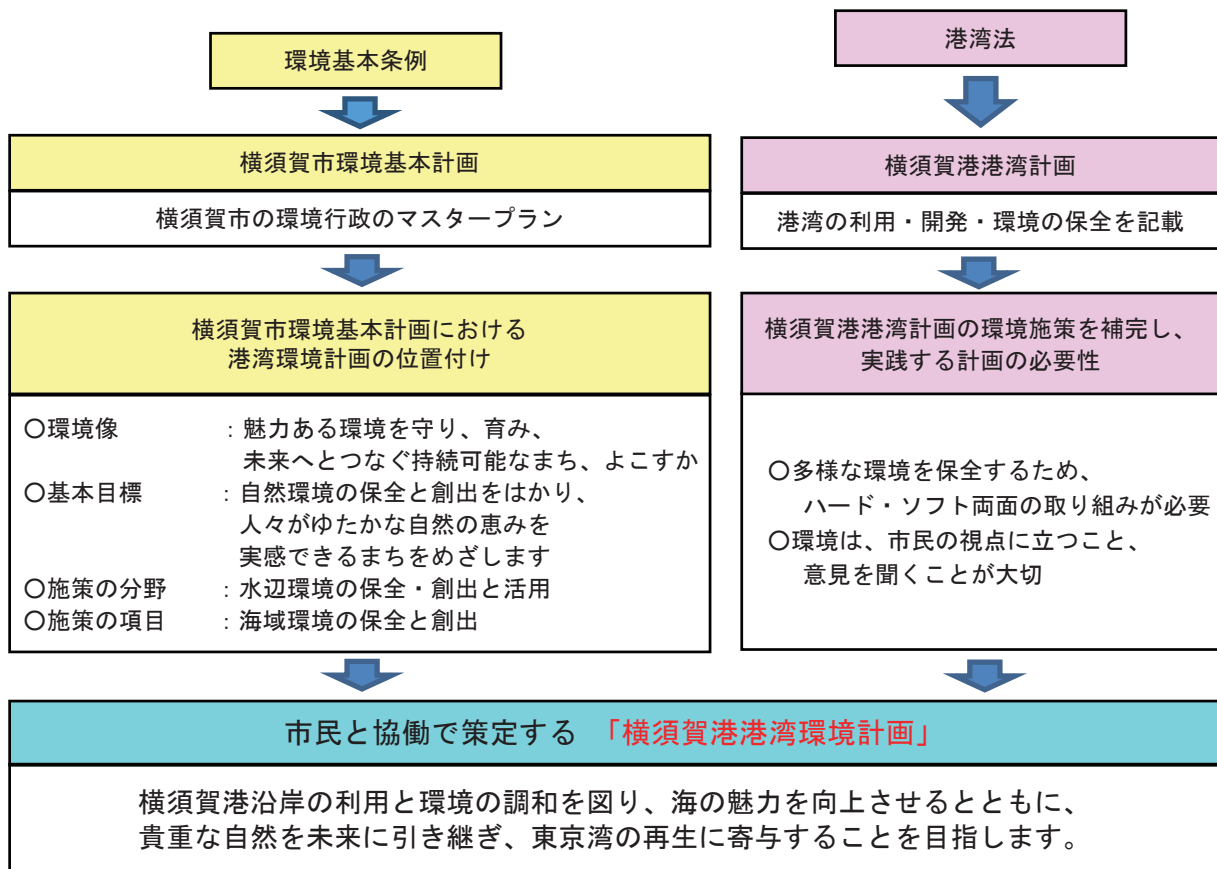


図1 計画の位置付け

(3) 計画の策定経緯

①背景

ア 港湾法の改正と横須賀港港湾計画の改訂

運輸省（現国土交通省）は、市民の環境に対する関心の高まりから、平成6年に港湾環境政策の取り組みの一環として「環境と共生する港湾（エコポート）」の形成に向けた施策を総合的に推進することを提唱しました。翌平成7年には環境と共生する港湾の姿とその達成に向けたハード・ソフト両面にわたる諸施策の全体像を「港湾環境計画」として策定することとし、平成12年の港湾法の改正により法の目的に「環境保全への配慮」が明記されました。

本市では、港湾法に基づいた港湾の利用・開発・保全のあるべき姿を定めた横須賀港港湾計画の改訂に当たり、主要な計画方針として「環境施策の充実と推進」を掲げ、これを実践的に補完する具体的な行動計画を備えた体系として本計画を策定することとしました。

イ 横須賀市環境基本計画の改定

本市の環境施策の方針を定めた横須賀市環境基本計画は、平成15年の改定に際して海域環境の環境指標として、環境と共生する港湾の形成を目的とした本計画を策定することと計画の推進を図ることを決めました。

②策定手順

ア 横須賀港港湾環境計画検討市民委員会の設置

本計画の策定に当たっては、平成14年度に横須賀港の現況把握のための現地踏査を実施しました。翌平成15年度には横須賀港港湾環境計画検討市民委員会を設置・開催し、基本理念、基本方針等を盛り込んだ基本構想を立案して、市民委員会の提言としてまとめました。

イ 横須賀港港湾環境計画検討委員会の設置・検討

平成16年度には港湾環境計画検討委員会を設置・開催し、基本構想に基づいた行動の実践を目指して、計3回の委員会において行動計画について検討した結果を本計画として取りまとめました。

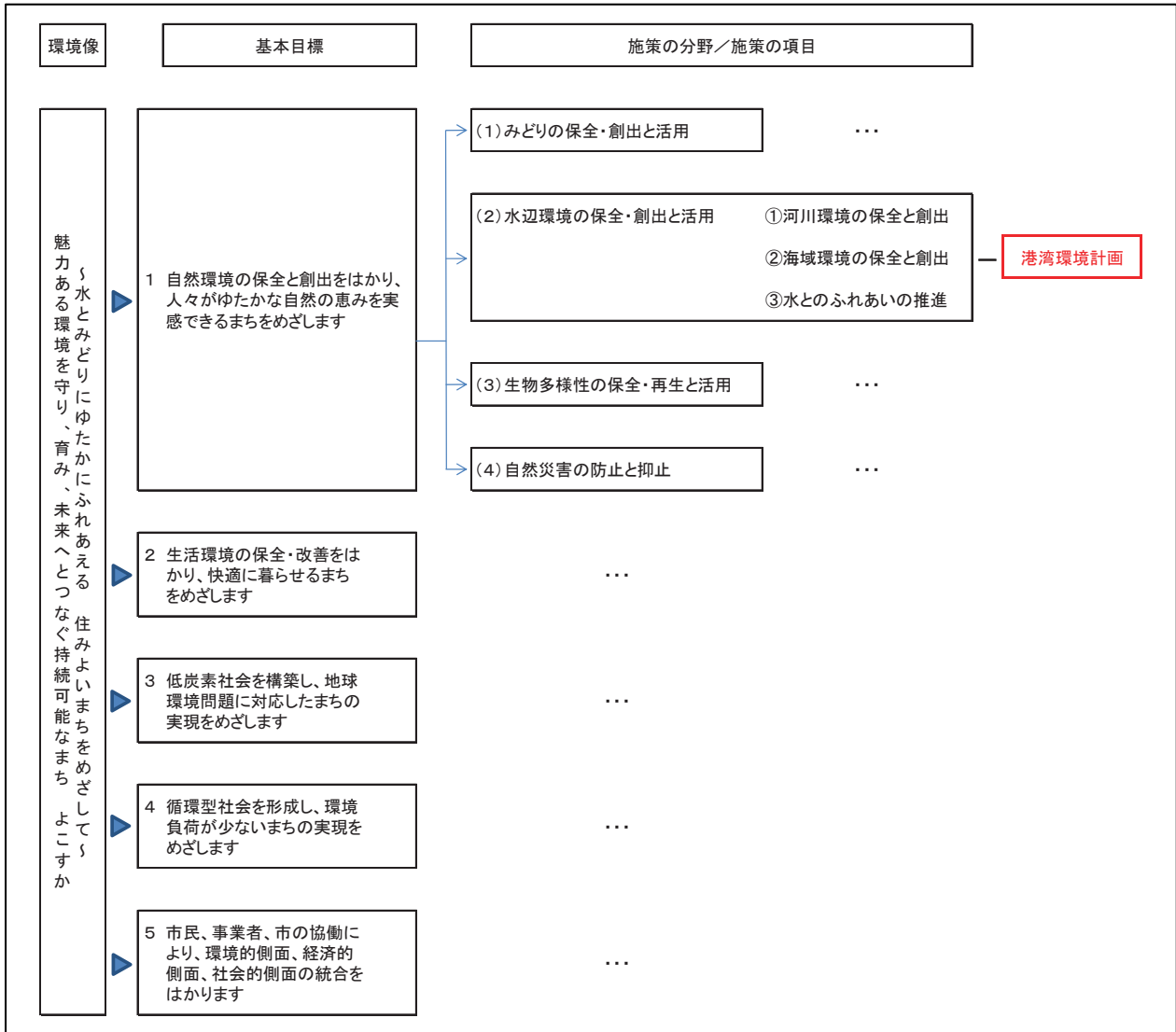


図2 横須賀市環境基本計画（2011～2021）の体系と港湾環境計画の位置付け

2 横須賀港沿岸域の環境特性

(1) 横須賀港の地勢

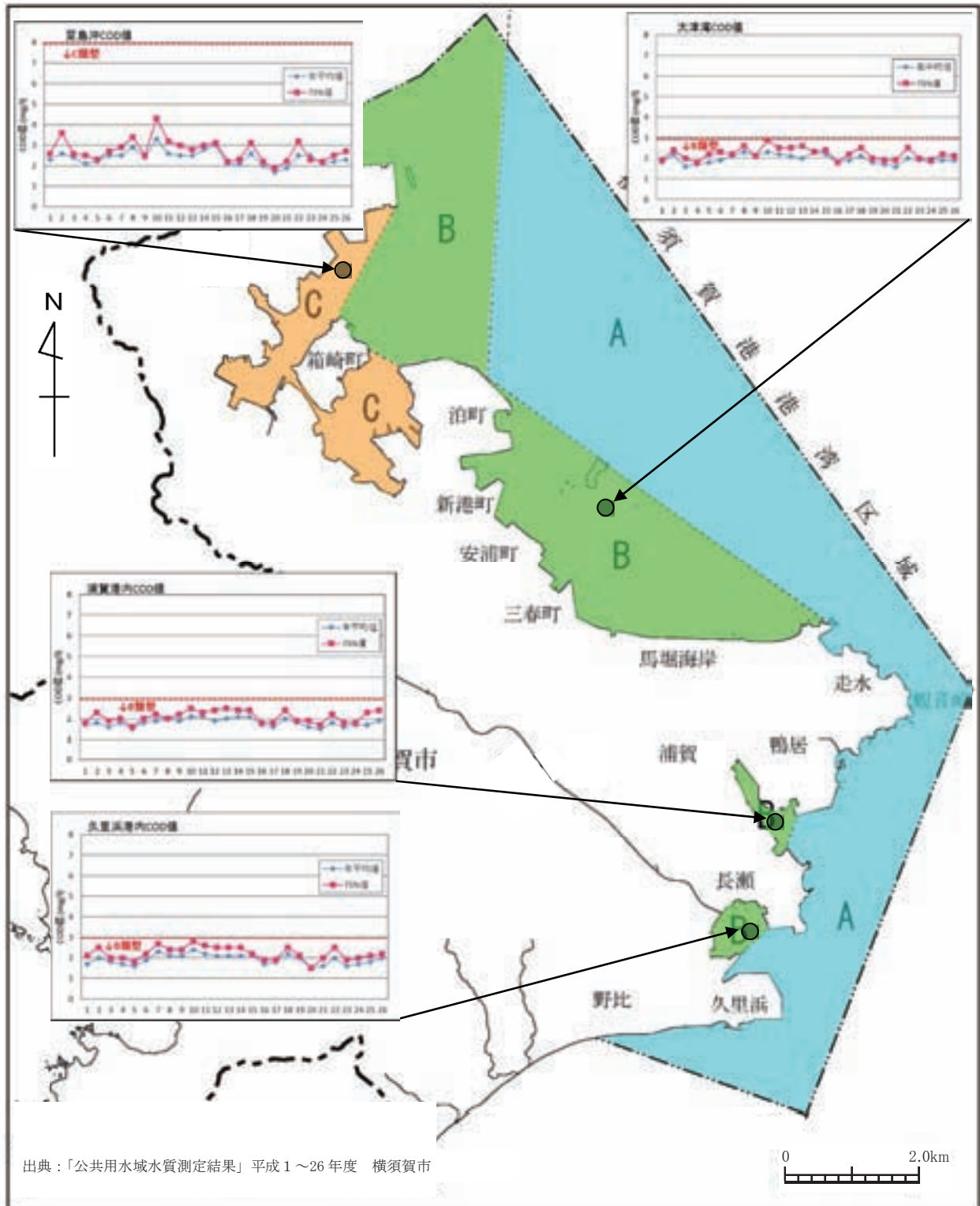
本市は、神奈川県南東部の三浦半島の中心に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接しています。平地が少なく、標高約 100～200mの起伏の多い丘陵及び山地からなり、上町丘陵、大楠山地及び武山山地が東西に併走し、これらの山地丘陵の間に河川、低地が配列されています。気候は海洋性を有し、平穏良好、温暖です。

横須賀港は、本市の東岸の東京湾口部に位置し、海を約 11km 隔てた東には房総半島が位置します。横須賀港は、北は追浜から南は野比に至る 13 地区で構成され、完成自動車の輸出など物流の拠点、房総半島とを結ぶフェリーや伊豆大島へのジェット船が寄港する旅客輸送の拠点など、工業港・商港・漁港といった多様な性格を併せ持っています。また、東京湾内にある他港と比較して自然海岸を多く有しています。

(2) 横須賀港の環境特性の現状及び課題

①水質

横須賀港周辺において継続的に計測している公共用水域水質測定結果のうち、有機汚濁の環境指標となるCOD値については以下のとおりです。横須賀港北部で高く、南部で低い傾向が見られます。なお、夏島沖のCOD値が高い値で推移していますが、B類型に近い値です。東京湾口部に位置することから、海水交換は比較的良好な状況です。



出典：「公共用水域水質測定結果」平成1～26年度 横須賀市

図3 横須賀港における水質環境の概要

②底質

横須賀港周辺における底質の性状は以下のとおりです。

平成町から大津町の前面には海底の窪地が点在します。また、流れの速い観音崎周辺の海底は、岩礁や粒径の大きい砂礫状の底質となっています。湾奥からの影響を受けやすい北方面や海底窪地、閉鎖的な入江など一部には有機汚濁がやや進んだことが想定される場所が見られます。

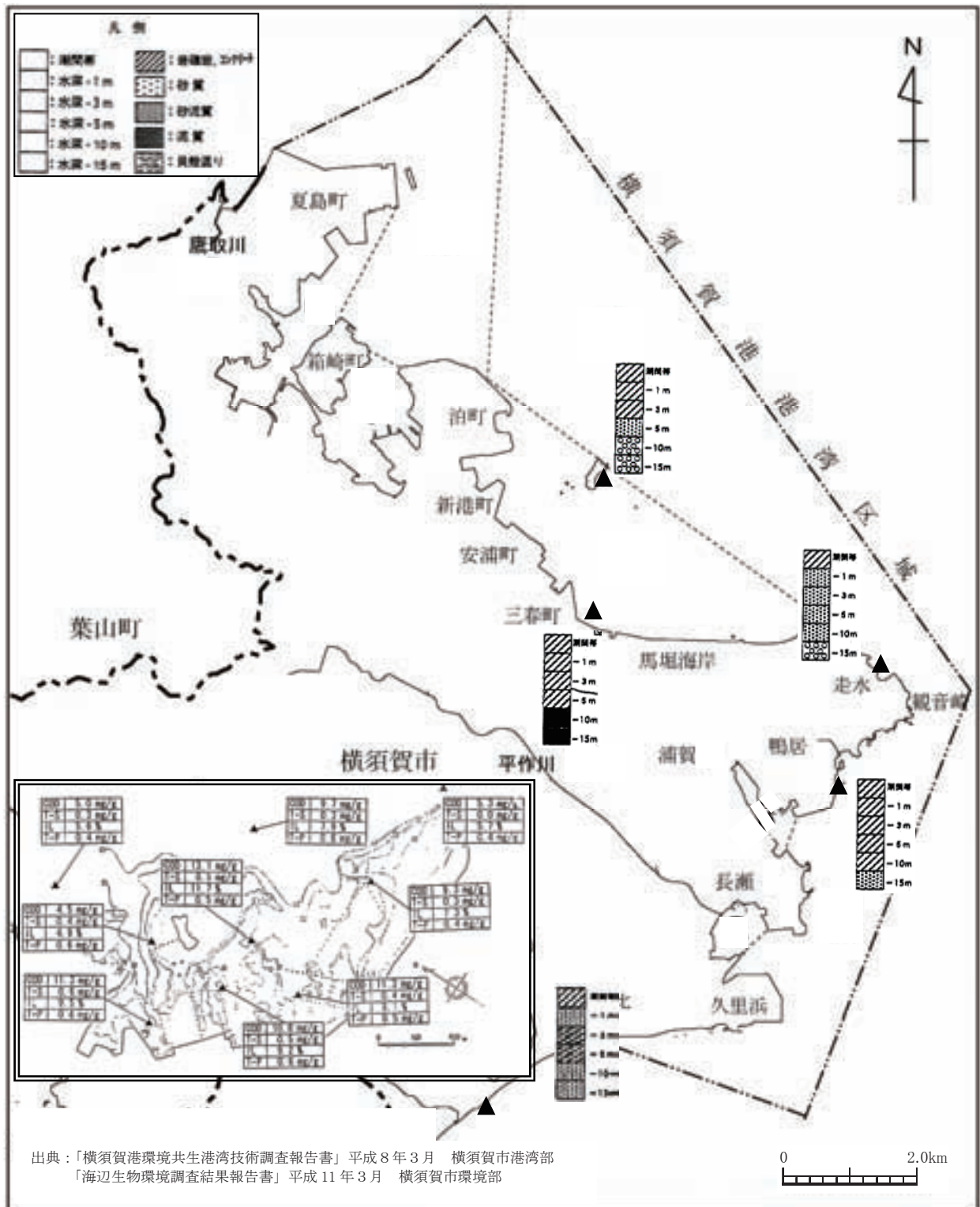


図4 横須賀港における底質環境の概要

③海生生物

横須賀港周辺における海生生物の生息状況の概要は以下のとおりです。

流れの速い水域には八方サンゴ（造礁性ではないサンゴ）も見られます。藻場の分布は猿島を除くと東京湾口側に多く、随所に点在し、良好な生物生息環境となっています。

港湾区域における干潟の分布はありません。

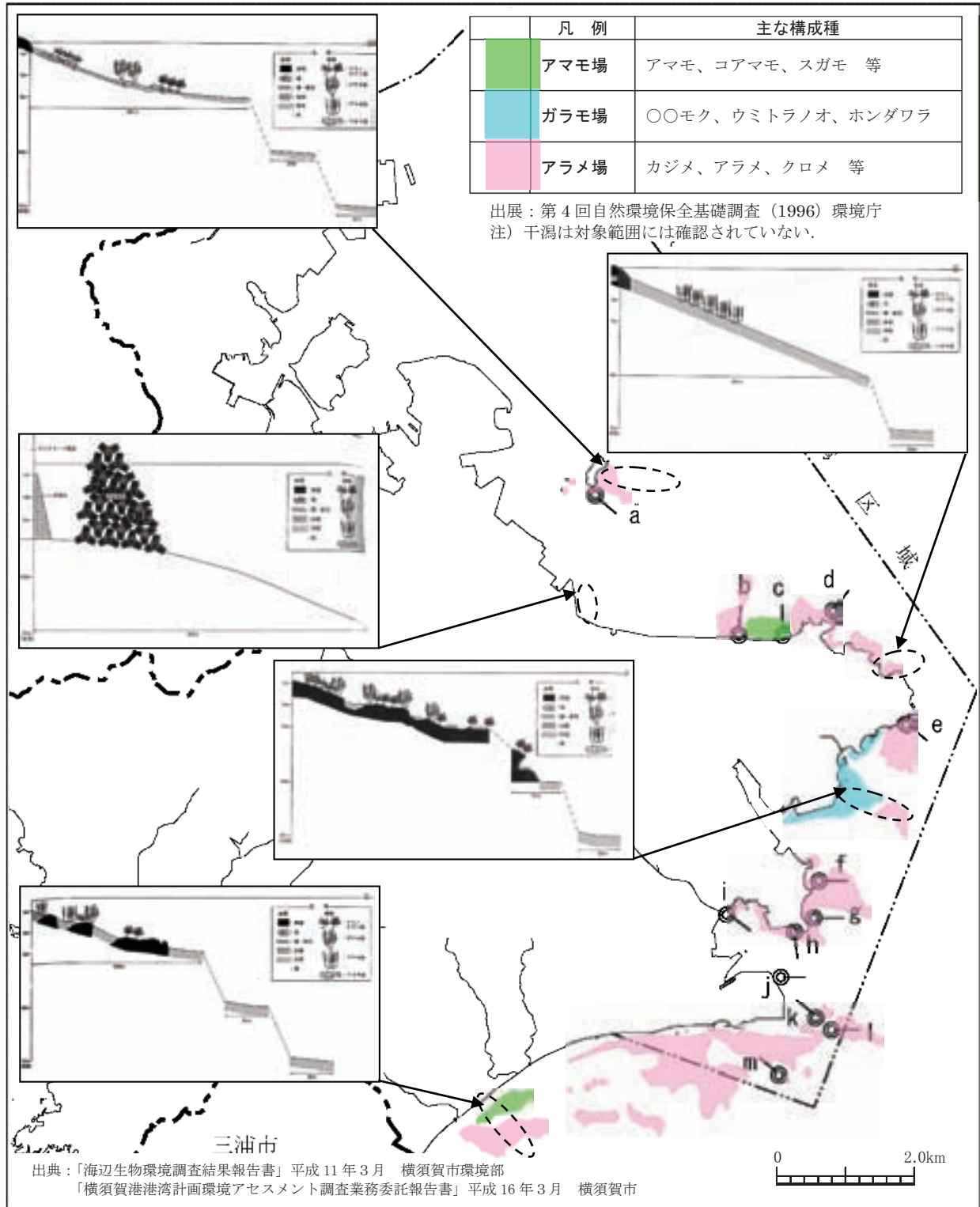


図5 横須賀港における海生生物の概要

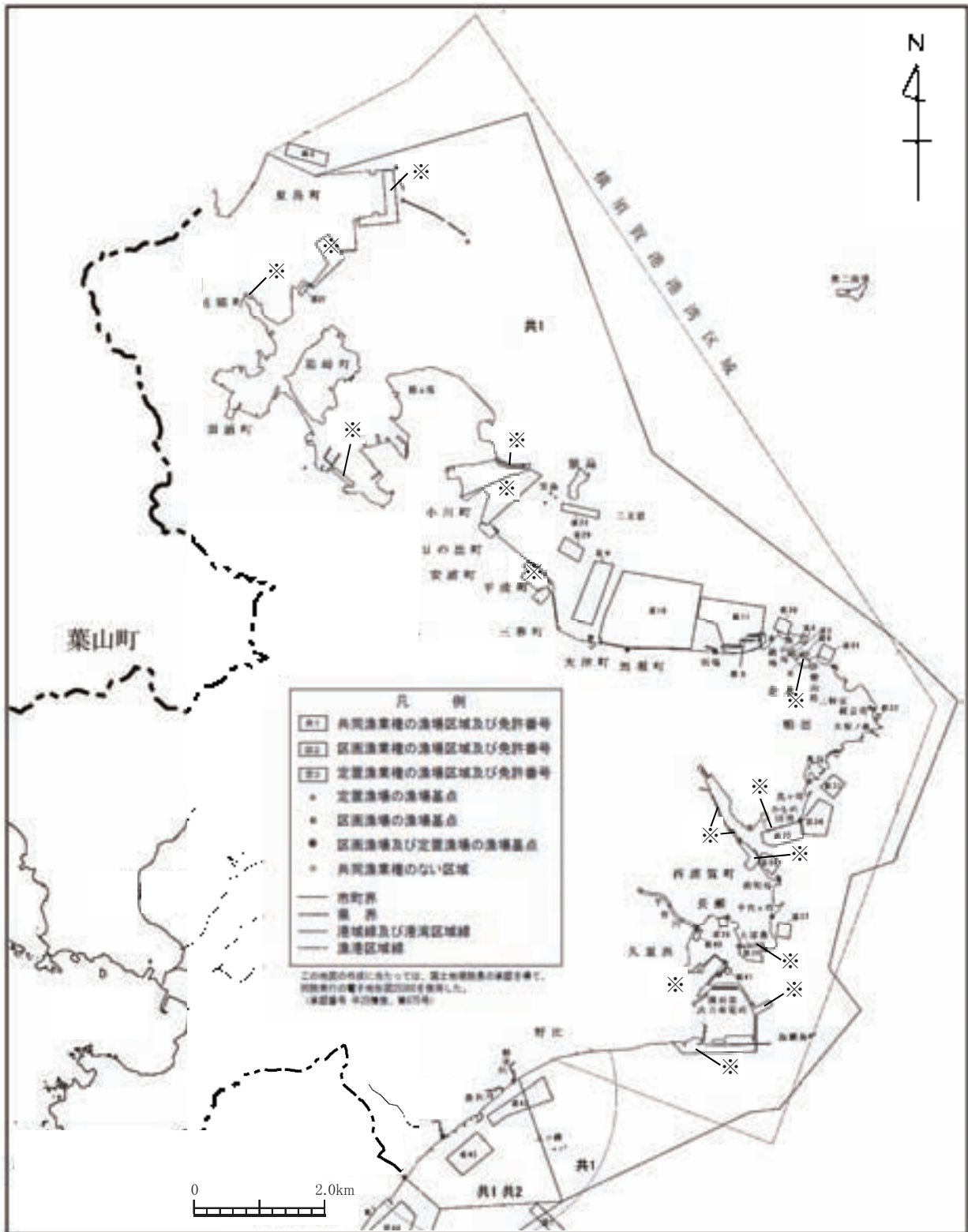
表1 藻場調査結果（平成15年5月）

側線 番号	場所	概要	底質	主要海草藻類（最大被度）
a	猿島	猿島南東側に岸から設定	転石 （人頭大）	アナアオサ(10%) アラメ(10%) アカモク(<5%)
b	走水海岸	海岸西寄り	岩盤（覆砂）	マクサ(20%) アナアオサ(15%) アラメ(10%)
c	同上	海岸東寄り	砂泥	アマモ(40%) コアマモ(30%) アナアオサ(10%)
d	同上	小学校下（漁協裏）に岸から設定	岩礁	アナアオサ(30%) アオノリ属(10%) アラメ(10%)
e	たたら浜	博物館下に岸から設定	岩礁（覆砂）	アマモ(30%) タチアマモ(15%) オオバモク(10%)
f	燈明堂	燈明堂下北寄りに岸から設定	岩礁	アラメ(50%) アカモク(50%) イソモク(30%)
g	同上	燈明堂下南寄りに岸から設定	岩礁～砂泥	アナアオサ(50%) アマモ(30%) アラメ(20%)
h	研究所下	防衛庁第5研究所下	転石 （人頭大）	カジメ(80%) アカモク(50%) マクサ(40%)
i	港研横	港研横に岸から設定	転石 （人頭大）	アラメ(80%) マクサ(50%) アオサ属(30%)
j	発電所	発電所下	砂泥	無節サンゴモ(20%) マクサ(<5%) アラメ(<5%) ハイミル(<5%)
k	海獺島	北西側に設定	岩礁	カジメ(40%) アラメ(30%) ハイミル(10%)
l	同上	東側に設定	岩礁	ハイミル(<5%) カジメ(<5%) 無節サンゴモ(<5%)
m	カンダイ根	発電所南側の根	岩礁	無節サンゴモ(5%) ハイミル(<5%)

出典：横須賀港港湾計画環境アセスメント調査業務委託報告書 平成16年3月

④沿岸利用（漁業権区域）

海域において沿岸漁業が行われ、共同漁業権区域や海藻栽培等を行う区画漁業権区域が設定されています。



出典：漁業権連絡図（5葉1組の1）平成25年9月1日現在

図6 横須賀港における漁業権設置状況の概要

⑤土地利用

海岸部は入り組んだ地形のため静穏な入江が形成され、天然の良港となっています。深浦地区、長浦地区、浦賀地区、久里浜地区には多くの放置艇がありましたが、ボートパークの整備により概ね解消されました。

沿岸部の多くは埋立地となっていて、追浜地区から本港地区にかけては工業や防衛施設の用地として利用され、新港地区から馬堀地区にかけては商業、住宅地が形成されています。一方、走水地区から野比地区にかけては、走水、観音崎、久里浜、野比において岩礁や砂浜など比較的多くの自然が残されていて、走水以南や猿島には自然植生が多く分布しています。

山間丘陵の間や低地の沿岸部に市街地が形成され、人口が集積しています。

⑥観光レクリエーション資源・施設

ヴェルニー公園、三笠公園、猿島の要塞跡、観音崎灯台、浦賀ドック跡、燈明堂、ペリー公園など、重要な歴史資産が点在しているとともに、貝山緑地、猿島公園、観音崎公園、久里浜緑地などの自然も比較的多く残り、憩いや散策などの場としても利用されています。

海岸部には、海辺つり公園、うみかぜ公園、猿島海水浴場、走水海水浴場、観音崎の遊歩道及び展望台、観音崎自然博物館、浦賀の渡船、浦賀湾のマリーナなど、海の自然を体験することのできる施設が整備され、ヴェルニー公園、うみかぜ公園、猿島、馬堀海岸、走水海岸、観音崎、燈明堂、浦賀湾、久里浜海岸、野比などは、重要な景観の眺望点及び視対象となっています。また、本市には斜面緑地が多く形成されているため、海域から陸域を見ると緑豊かな景観が広がります。

⑦パブリックアクセス

横須賀港におけるパブリックアクセスの状況を把握するに当たり、横須賀港内における水際線を踏査し、情報収集・写真の撮影、整理を行うとともに、水際線の性状及びパブリックアクセスレベルについて整理しました（本計画策定時に実施）。

ア 水際線性状について

横須賀港は工業地や防衛施設等の埋立地が多く、全体の71%が人工海岸であり、自然海岸・半自然海岸は29%です。特に馬堀地区から北側の地区では、猿島を除きほとんどが人工海岸です。また、自然海岸・半自然海岸については干潟がほとんどなく、水際線の形状は砂浜、磯場、護岸によって大部分が形成されています。

イ パブリックアクセスレベルについて

横須賀港北部（追浜地区から本港地区にかけて）は工業地や防衛施設が立地しているため、一部に整備されている公園等を除き、ほとんどの水際線において海岸部へのアクセスが困難となっています。

本市の中・南部（新港地区から野比地区）は、港湾施設、崖、ドック、火力発電所等のためアクセスができない箇所も見られますが、砂浜など水に触れることのできる水際線も比較的多く見られます。

(3) 地域別の環境特性

横須賀港内の各地区の環境特性を示すに当たり、「自然環境面」、「水際線利用面」、「景観面」、「歴史資産面」、「地域環境面（大気質、騒音）」の5つの視点で整理し、レーダーチャート化した結果は次のとおりです。なお、横須賀港の沿岸を500mのメッシュに区切り、詳細な情報を整理した上で、地区に含まれるメッシュの評点を平均して地区の評点としています。

このレーダーチャートは地区ごとの環境特性（地区の個性）を表しているもので、面積が広いと自然環境が良好であることを示し、面積が狭いと産業空間として活用されていることを示しています。

なお、ここで整理している特性は平成14年度に実施した調査を基に作成しています。

表2(1) 自然環境面の評価基準

凡 例	
6.0	沿岸域に自然環境が広く現存し、水質、底質が良好
4.5	沿岸域の一部に生物に適した環境がある または、生物生息に適した環境が比較的多くあるが、水質、底質が不良
3.0	生物生息に適した環境が少ないが、水質、底質は比較的良好
1.5	生物生息に適した環境がなく、水質、底質が不良

表2(2) 水際線利用面の評価基準

凡 例		
6.0	自然が残されている地区	自然環境を保全していく
5.0		自然環境を今後積極的に利用していく
4.0	住宅地、商業地等が形成されている地区	パブリックアクセスが確保されており、今後その維持拡大を図っていく
3.0		パブリックアクセスが確保されておらず、今後積極的にその整備を図っていく
2.0	企業等が立地する地区	今後積極的に開放を図っていく
1.0		立入が規制されており、今後も立入を規制する

表2(3) 港湾景観面の評価基準

凡 例		
6.0	自然空間としての景観を有している地区	良好な景観が形成されており、その保護、保全を図っていく
5.0		良好な景観を積極的に利用しつつ、保護、保全を図っていく
4.0	生活空間としての景観を有している地区	良好な景観が形成されており、その維持拡大を図っていく
3.0		景観を阻害する要素がみられ、その改善を図っていく
2.0	産業空間としての景観を有している地区	良好な景観が形成されており、その維持拡大を図っていく
1.0		景観を阻害する要素がみられ、その改善を図っていく

表2(4) 歴史資産面の評価基準

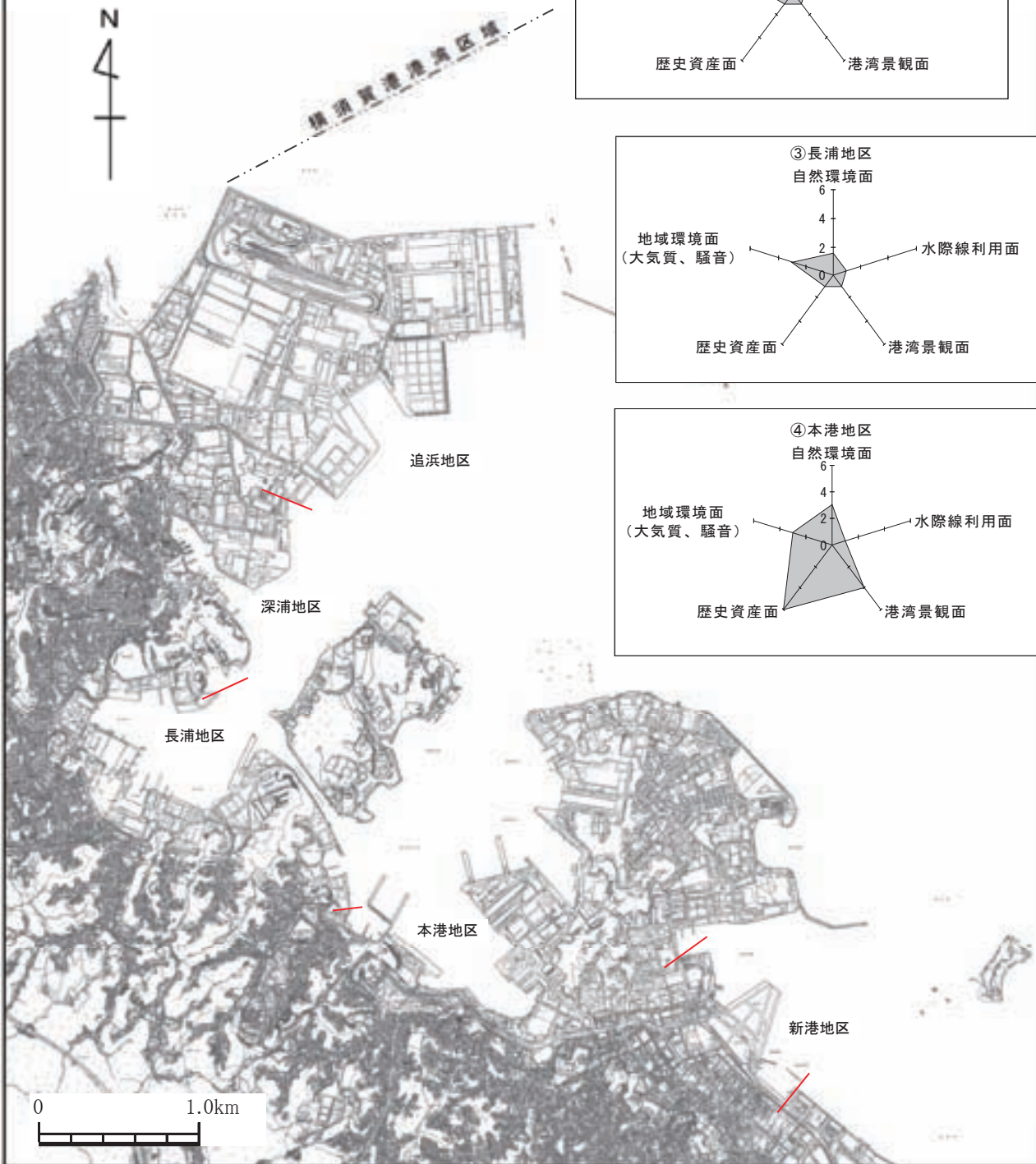
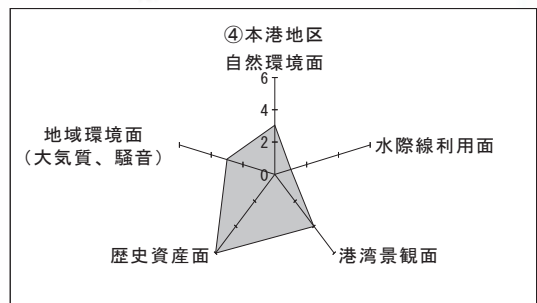
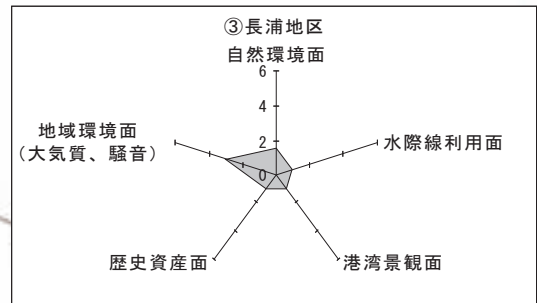
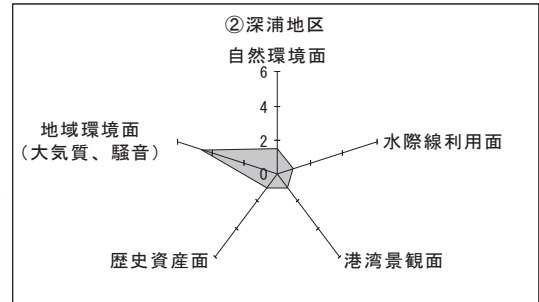
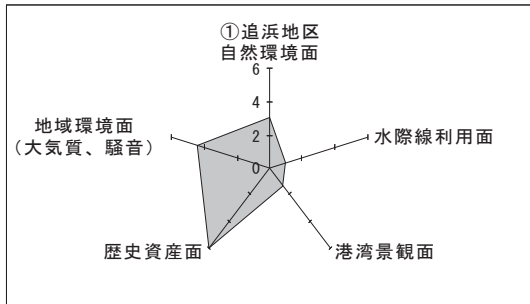
凡 例	
6.0	重要な歴史資産を有している
1.5	重要な歴史資産を有していない

表2(5) 地域環境面（大気質、騒音）の評価基準

凡 例	
6.0	沿岸域及び背後に大気、騒音に対して負荷を与える工場、事業場、主要幹線などが無い
4.5	工場、事業場等はあるが、交通量の多い主要幹線が無い
3.0	工場、事業場が沿岸域に少ないまたは無いが、交通量の多い主要幹線が沿岸域にある
1.5	交通量の多い主要幹線があり、工場、事業場などの負荷源もある

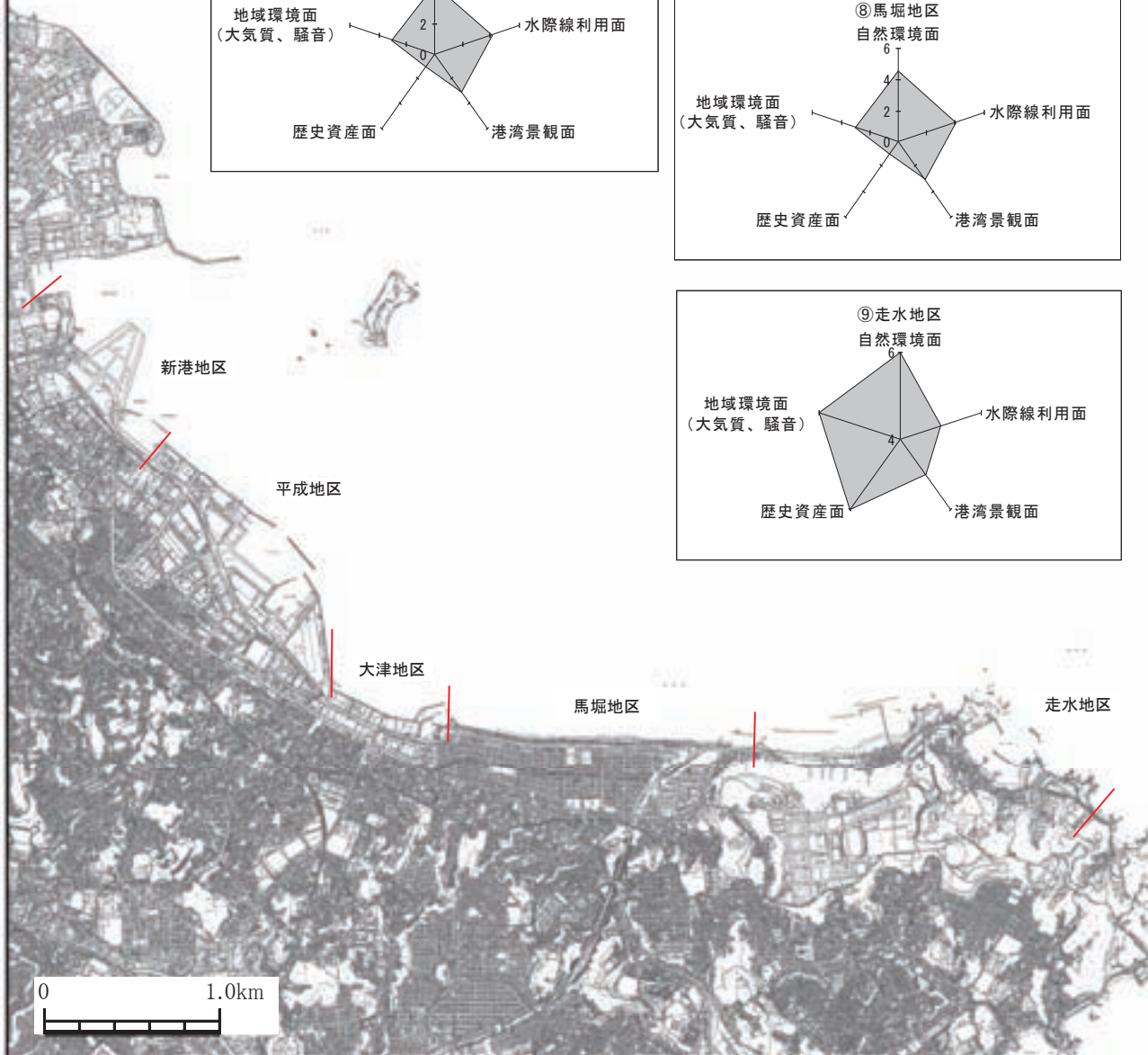
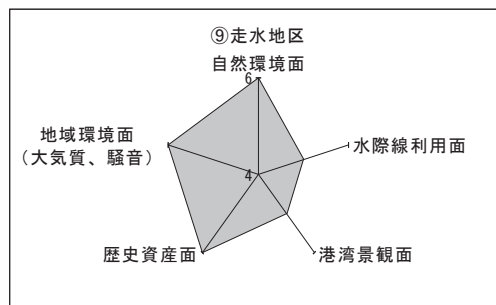
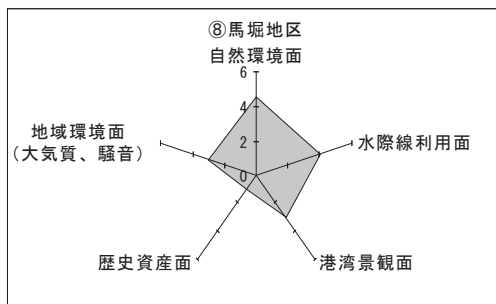
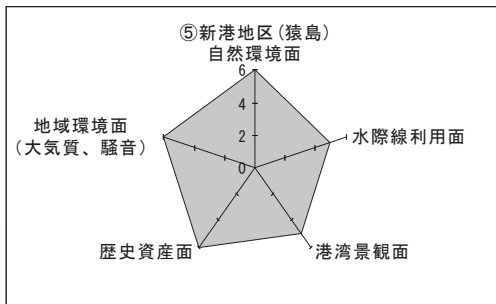
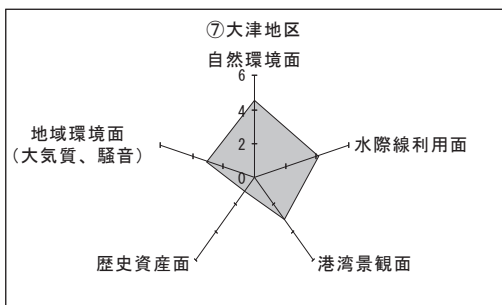
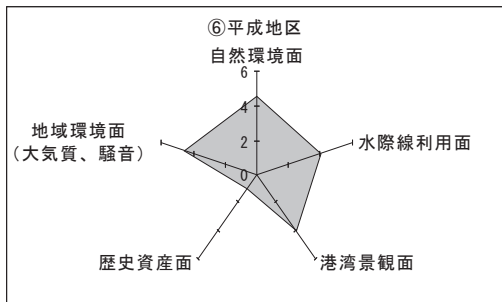
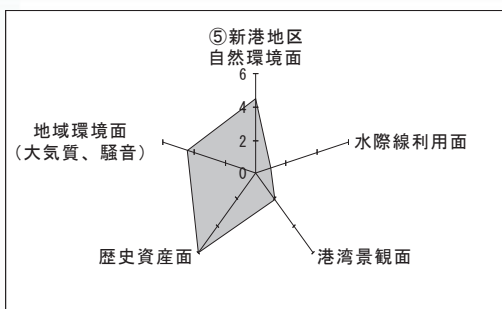
地区別の環境特性（１）
（追浜地区～本港地区）

横須賀市の産業が集まり、工業的な景観の地区が多い。水際線は一般市民が近づけない地区であるが、ヴェルニー公園など人が水に近づける場所も一部にある。



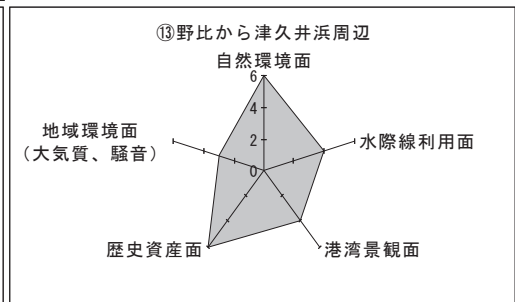
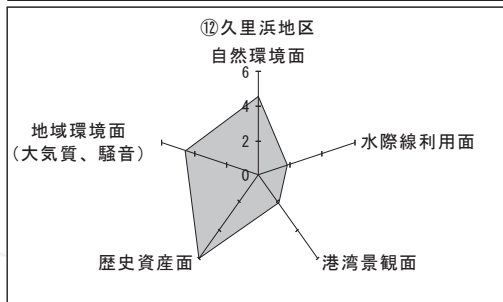
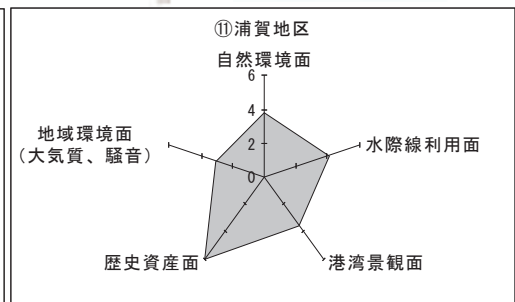
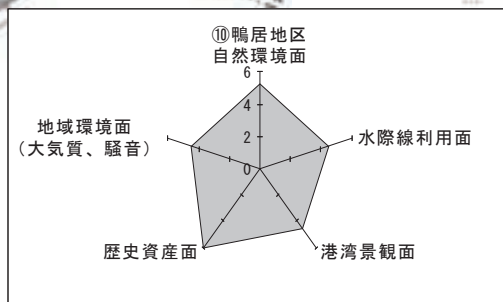
地区別の環境特性 (2)
(新港地区～走水地区)

横須賀市の中心市街地周辺であり、主要交通機関・道路などが沿岸域に集まっている。一方、自然島である猿島、市街後背には斜面緑地があり、主要幹線沿いは住宅としても活用されている。



地区別の環境特性（3）
（鴨居地区～野比から津久井浜周辺）

横須賀市の中でも、主要交通機関・道路などが沿岸域に集まっている一方で、浦賀、久里浜などの港湾施設と豊かな景観が共存しており、砂浜も広がっている。



■第2章 計画の基本的な考え方

横須賀港の具体的な環境施策の基本となる「基本理念」や「基本方針」の設定に当たっては、まず、横須賀港の現状を踏まえ、今後の横須賀港の環境施策において求められる事項について整理しました。

1 横須賀港の環境施策に求められる事項

(1) 総合的港湾環境施策の必要性

港湾沿岸域は都市に隣接し、港に求められる物流・産業機能や都市として培ってきた利便性・快適性等を確保する必要があります。横須賀港においては浦賀の古い歴史をはじめ、幕末以降の港湾都市としての発展や明治期から続く基地機能の存在などを考慮する必要があります。さらに、横須賀港沿岸域を活用した今後の横須賀の発展を促すまちづくりへの貢献も求められています。

したがって、横須賀港沿岸域のあり方を考える際には、これらの機能確保と都市としての発展を前提とする必要があります。しかしながら、他にも自然、生物生息、水質・底質汚濁、大気汚染、騒音・振動、景観、親水性、学習、レクリエーション、歴史・文化など沿岸域において必要とされる多様な環境との調和を図ることが重要です。

本計画においては現状の課題を解決の方向に進めるとともに、横須賀港沿岸域が本来維持されるべき環境に近づくことを目指し、多様な環境側面への配慮を検討する必要があります。

なお、横須賀港は水質・底質などの面で東京湾の中で比較的良好な環境を有している特性を活かして、生態系の保全・再生による海域環境の向上に努めることを港湾環境施策の方向性とする必要があります。

(2) 地域性の配慮の必要性

横須賀港の環境の現状は、「横須賀港の環境特性」に示すとおり地域的な違いがあるため、横須賀港全体の基本的な方向性を踏まえた上で、地域の現状や施策によって実現しようとする沿岸域のあるべき姿の相違によって、一定の期間における実現可能性を考慮する場合、地域における環境の基本方針や施策は異なったものとなると考えられます。

このため、各地区の地区特性を踏まえた上で、横須賀港全体における取り組みの基本的な考え方を整理する必要があります。

(3) 市民協働による実現の必要性

沿岸域における環境の諸課題は、市民生活に密接に関連するとともに、次世代にどのような沿岸域を引き継ぐかという観点でも重要です。また、環境の課題はさまざまな要素を含む多様なものであり、行政の責務であると同時に、市民一人一人にとっても大切であり、そのための行動が必要であると考えます。

なお、本市では「横須賀市市民協働推進条例」を制定し、市民協働によるまちづくりを推進しています。

2 基本構想

横須賀港は港湾であるとともに、企業用地、住宅地、米海軍や海上自衛隊の施設、レクリエーション空間、歴史・文化遺産、自然環境などの多様な側面を有し、産業活動、生活、余暇活動など人々のさまざまな欲求を満たすことができるものであると考えられます。人々の「行動欲求」は市民自らが「何かをしようとする」原動力であると考えられ、市民協働につながる重要な要素と言えます。

したがって、横須賀港の環境を考える上では、人々のさまざまな欲求を満たすことのできる環境づくりについて考える必要があります。

そこで、本計画策定の検討においては、これらの人々の有するさまざまな「行動欲求」を念頭に置きつつ、平成15年度に設置した市民検討委員会で横須賀港の環境について自由な意見を抽出し、これらの意見を積極的に取り入れた計画の「基本構想」を立案しました。

この基本構想では、横須賀港において求められる環境施策について、環境特性と本計画が目指す沿岸環境のあるべき姿から「基本理念」や「基本方針」を設定しました。

3 基本理念と基本方針

(1) 基本理念：市民との協働による「エコタウンポート」の形成

横須賀港は、港、海、自然、文化、歴史などの面で、独特で多様な環境を有していることから、これらを活かして港及び都市と環境が調和した横須賀特有の沿岸域を形成するため、市民と行政が協働で「再生・活生・共生」に取り組み、人々がこれを享受するとともに、まちづくりに貢献する“みなと”（エコタウンポート）を目指します。

※語句の定義

再生：近自然の復元や環境の改善によって、失われた環境を可能な限り望ましい状態に戻していくこと。

活生：環境修復によって、自然の回復力を高め、海域の持つ潜在的な活力を取り戻していくことを意味する造語。

共生：現存する自然を良い状態に維持することと、人が求めるさまざまな利用との調和が図られること。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、環境施策を推進していくための基本方針を以下のとおりとします。

I 市民協働による推進

エコタウンポートの形成に向け、市民と行政が協働して進めることのできる体制づくりや情報ネットワークの形成を図るとともに、協働による港湾環境施策の検討、実施、運営等を実現します。

II 利用と環境の調和

横須賀港臨海部は、物流や産業の場、市街地として利用されるとともに、防衛施設などが立地し、また、海域は船舶航行、漁業、レクリエーションなどの利用がなされる中で、こうした利用と横須賀港の多様な環境特性との調和のとれた両立が求められています。横須賀港の利用に際しては、良好な環境に向けて環境保全等への配慮を行うとともに、横須賀港の豊かな環境を活かしながら、市民の海への意識や理解の向上に資するよう、海に親しめる機会の創出を図ります。

Ⅲ 快適な生活環境の形成

人々が海を眺め、近づき、ふれあうことができるよう水辺空間の開放を進めるとともに、緑による都市温熱環境の緩和や適正な沿岸管理等により環境負荷を減じ、快適で暮らしやすい環境を形成します。

Ⅳ 海の世界再生

自然の海岸線や植物帯など東京湾に残された貴重な自然環境を保全するとともに、生物生息に適した環境を修復することで、海が本来持つ浄化機能や生物を育む機能の向上を図り、海域環境の再生を図ります。

Ⅴ 活力あるまちの創造

本市の持つ港、海、自然、文化、歴史等を資源とし、これらの保全・再生を進めつつ積極的に活用し、人々が交流する活力あるまちを創造します。

また、エコタウンポートの実現に向けては、これらの資源をブランドとして高め、これを港湾環境施策に役立てるなど、環境の再生・活生・共生に寄与する仕組みを検討します。

※語句の定義

市民：協働の対象としての市民は、個人としての市民はもとより、関連する主体として、事業者、漁業者等海域の利用者、市民団体、NPO等を包括する。

人々：市内に居住する人、市内で働く人及び来訪者など、ある環境に関わるすべての人。

ブランド (brand) :

商標、銘柄、(心に) 強く刻みつける、語源的には「焼印」から派生した語 (横須賀のブランドとしては、海軍、開国の地、東京湾に残された自然、カレーなどさまざまなものが考えられる)。

4 エリアの考え方

(1) エリアの設定

横須賀港の13地区の環境には地域的な違いがあります。地域の環境や特性に合わせて、横須賀港を「再生」、「活生」、「共生」の3つのエリアに区分し、それぞれのエリアの環境特性を活かした「基本方針」を設定した上で、さまざまな施策を推進します。

(2) 各エリアの基本方針

①再生のエリア（追浜地区～新港地区）

人々が利用できる開放された水際線が少なく、横須賀港の中でも水質・底質が良好とは言えない海域であることから、企業、防衛施設等との調整を行い、水辺空間の開放を図るとともに、開放可能な水際線における近自然的な施設の整備等を進め、自浄機能や生物生息環境の向上を図り、もって市民の海に対する関心を高めつつ、エリア内の環境の再生を進めます。



沿岸に立地する企業

②活生のエリア（新港地区～走水地区）

中心市街を背後に控え、新港から走水に至る広く開放された水際線を持つ特色を活かし、近自然的な施設の整備等による海域環境の修復を図るとともに、猿島、走水等を中心とした現存の海岸、植生、藻場等の維持・修復、歴史資産の保存を進めることで、浄化、生物生息、親水、交流、景観、レクリエーション等という環境における総合的な要請に応え、海に親しむ活動（環境学習、平和教育、水遊び、散策等）の場として積極的に活用します。



海辺に広がる市街地

③共生のエリア（走水地区～野比から津久井浜周辺）

東京湾口部に含まれ、横須賀港の中で比較的良好な水質が保たれた走水周辺、観音崎周辺、燈明堂周辺、海^{あしか}瀬島周辺、野比から津久井浜に至る海岸と藻場が残る環境と、港湾等の利用との調和を図りつつ、積極的に保全するとともに、自然を体感（自然観察、環境学習、海洋性レクリエーション等）する場として活用します。また、浦賀、久里浜では歴史遺産の保存を図りつつ、諸環境の復元・修復を進め、エリア全体の環境保全とその活用を図ります。



自然が残る海岸

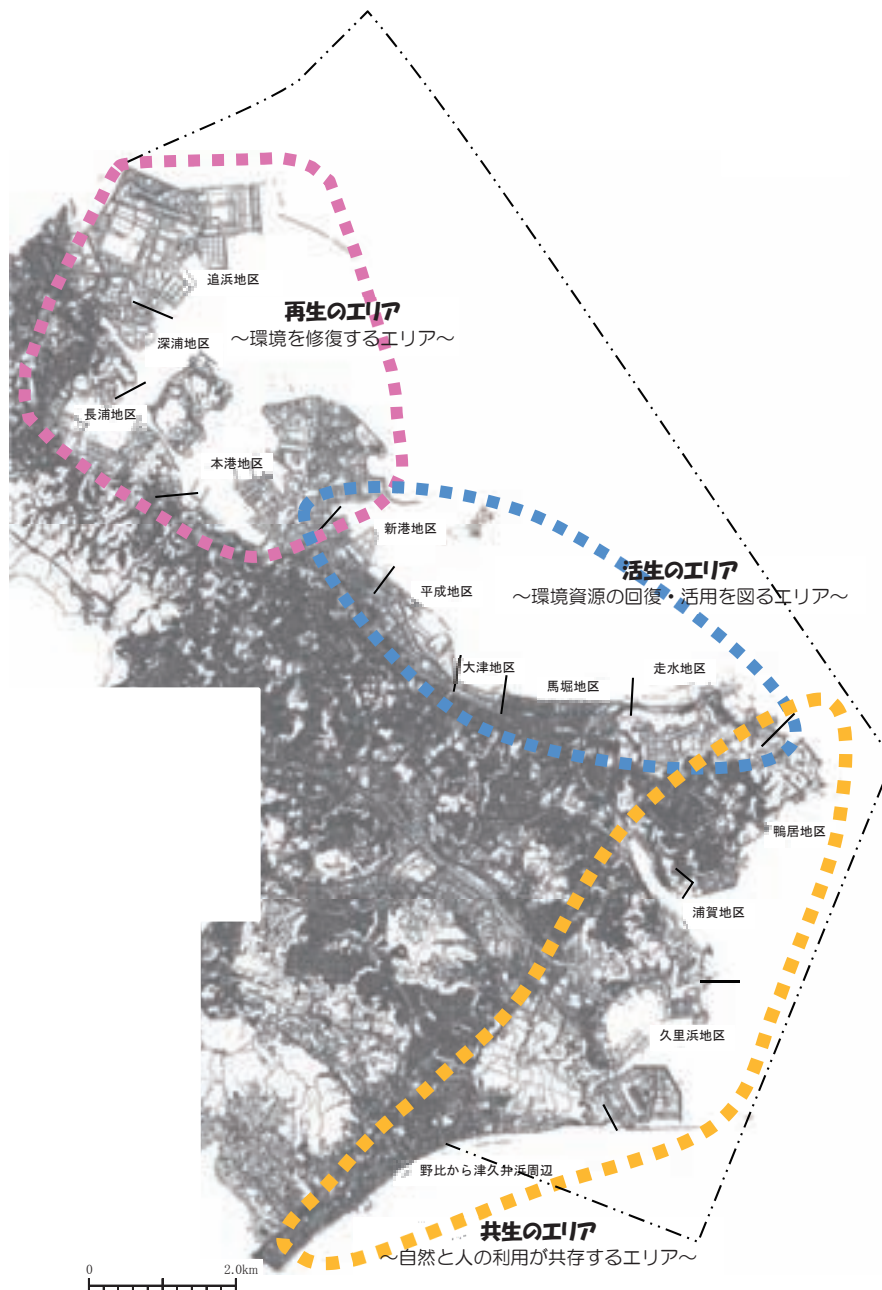


図7 横須賀港（漁港区域を含む）におけるエリア設定

5 地区の考え方

（1）地区の位置付け

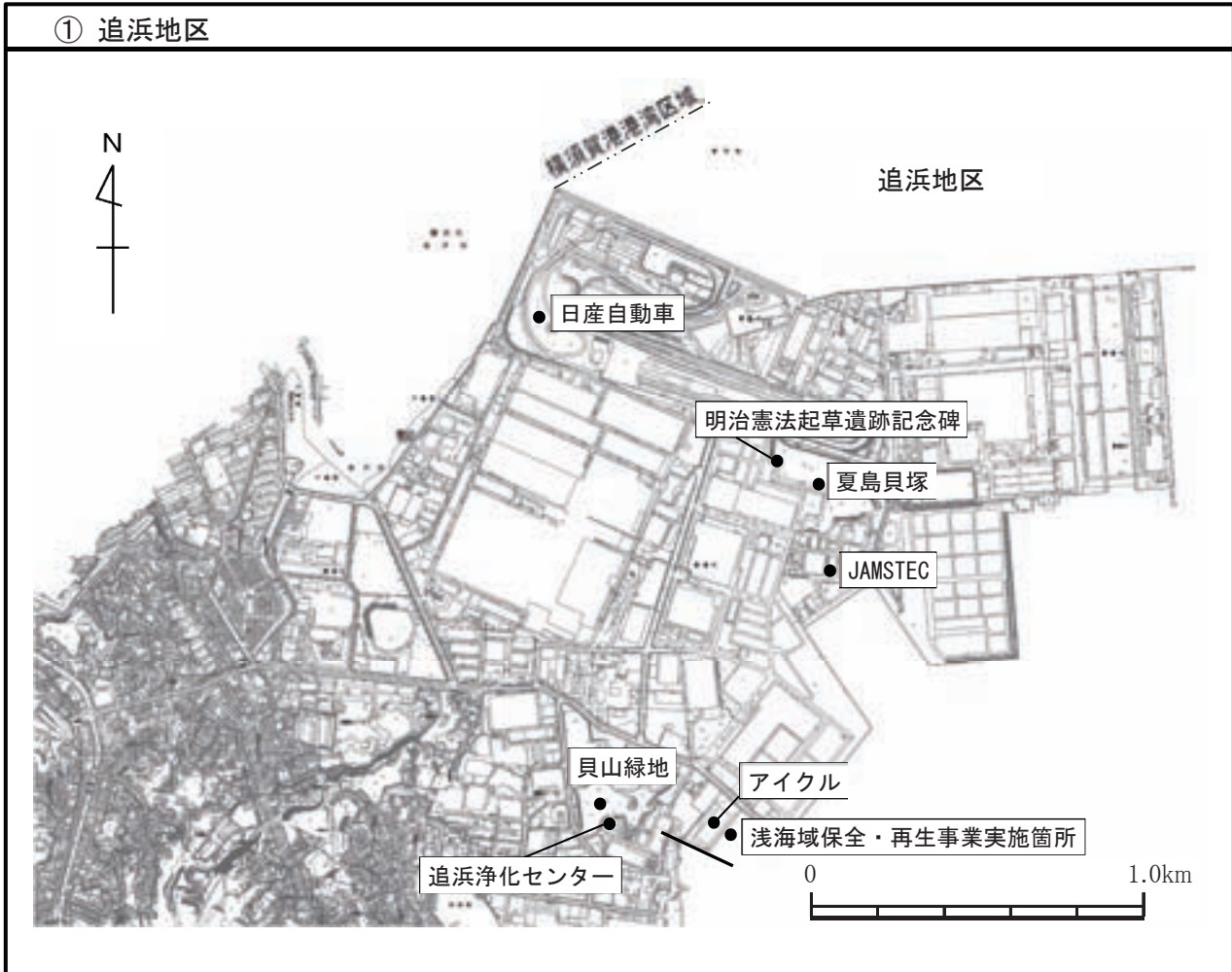
横須賀港の環境を構成する要素は多様なため、画一的な行動計画では横須賀港の環境のあるべき姿を実現することは困難であり、横須賀港の13地区ごとの課題に目を向ける必要があります。

こうした各地区における特性を踏まえながらも、広く横須賀港全体を俯瞰的に捉えて施策や取り組みを進めていく必要があります。

このため、今後進めていくべき施策や取り組みとなる行動計画においては、各地区における特性を整理した上で、3つのエリアの基本方針に基づき、施策や取り組みを位置付けています。

(2) 各地区の概要

① 追浜地区



地区特性：

- ・横須賀港港湾区域の最北端に位置し、水際線には日産自動車のテストコースなどの企業占有地や直立護岸が多く、パブリックアクセスが低い地区です。
- ・海に面してリサイクルプラザ「アイクル」があります。
- ・海洋に関する研究等を行う機関である J A M S T E C（海洋研究開発機構）の施設も立地しています。
- ・背後には、歴史遺産として明治憲法起草遺跡記念碑があるほか、夏島貝塚周辺や貝山緑地に樹林があります。また、追浜浄化センターでは、下水処理水を利用したトンボの王国（池）が作られています。
- ・地区内で浅海域保全・再生事業に係る整備事業を行います。

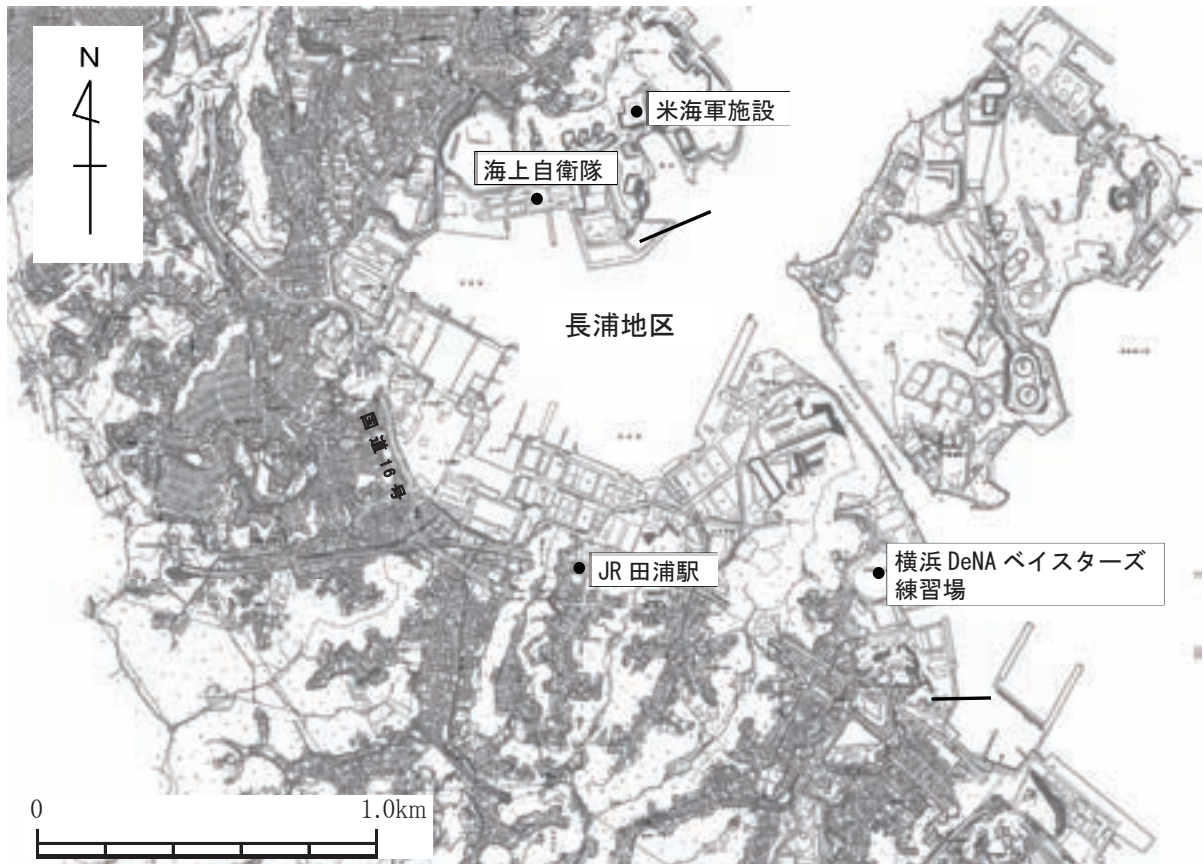
② 深浦地区



地区特性：

- ・入江形状であり、静穏な水域を有しています。
- ・北側には多くの企業が立地し、西側には住宅地が密集しています。
- ・深浦湾に整備したポートパークにはプレジャーボートが多数係留されています。
- ・ポートパークには水際まで近づける遊歩道を整備していますが、海に直接ふれられる場所が少ない地区です。
- ・小型船の避難水域として利用されています。
- ・深浦湾口部にはアマモ場が見られます。

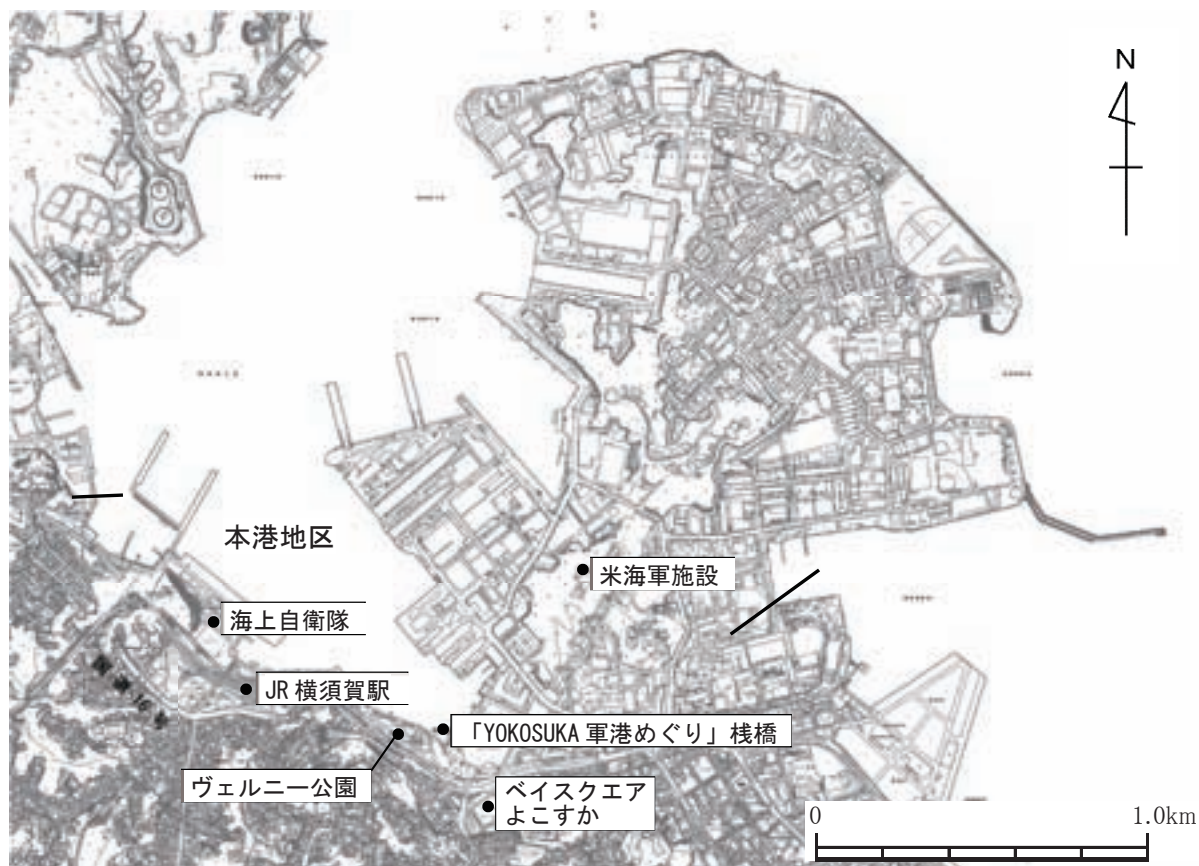
③ 長浦地区



地区特性：

- ・入江形状であり、緑に囲まれた良好な景観と静穏な水域を有しています。
- ・北側、西側には米海軍、海上自衛隊などの施設が立地し、東側は横浜DeNAベイスターズの練習場などの施設が立地している地区です。
- ・深浦地区と同様に、海に直接ふれられる場所が少ない地区です。
- ・浮棧橋が設置され、放置艇、海上保安庁巡視船などの船舶が多数混然と係留されています。
- ・背後にはJR田浦駅や主要幹線道路の国道16号があり、水際には海上自衛隊施設や倉庫などが立地している地域です。
- ・平成27年度から係留施設などの海上自衛隊施設の整備が行われています。

④ 本港地区



地区特性：

- ・入江、米海軍や海上自衛隊の施設、ベイスクエアよこすか等の都市施設などが独特の景観を形成し、都市景観 100 選にも選ばれました。
- ・地区のほとんどを米海軍施設が占めています。後背地には国道 16 号、JR 横須賀駅、本町山中有料道路、海上自衛隊施設などが立地しています。
- ・横須賀製鉄所（造船所）を建設し、日本近代工業化の礎を築いたフランス人技師ヴェルニーにちなんで名付けられたフランス式庭園様式を取り入れた「ヴェルニー公園」があり、人々の憩いの場となっています。
- ・賑わいを見せる「YOKOSUKA 軍港めぐり」の発着所となる棧橋があります。

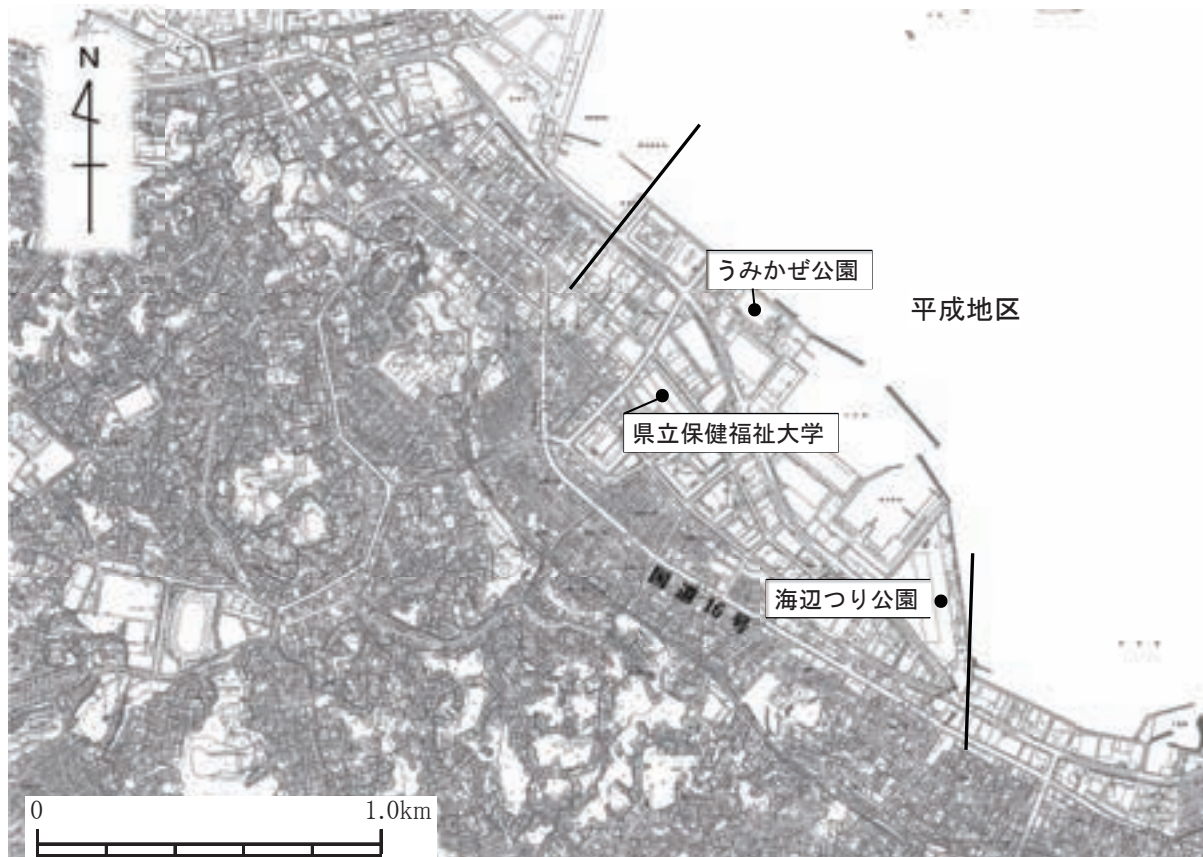
⑤ 新港地区



地区特性：

- ・横須賀港の物流の最大のふ頭として、完成自動車や水産品等を取り扱うとともに、クルーズ客船の寄港にも利用されています。
- ・背後には国道16号などの主要幹線道路のほか、横須賀市役所、消防署、警察署などの行政施設、神奈川歯科大学、小中学校などの教育施設も立地する横須賀市の中心市街地です。
- ・近年臨海部には交流拠点として国の合同庁舎の移転や地場産物総合販売所である「よこすかポートマーケット」のオープンなどにより、新たな賑わいが生まれています。
- ・水際線西側には記念艦「三笠」を抱え、緑地などが整備されている三笠公園があり、海には直接ふれられないものの、人々の憩いの場となっています。
- ・自然豊かで要塞跡などの歴史資産も有する猿島が沖合にあり、散策やバーベキューなどで多くの人々が訪れる本市を代表する観光地となっています。

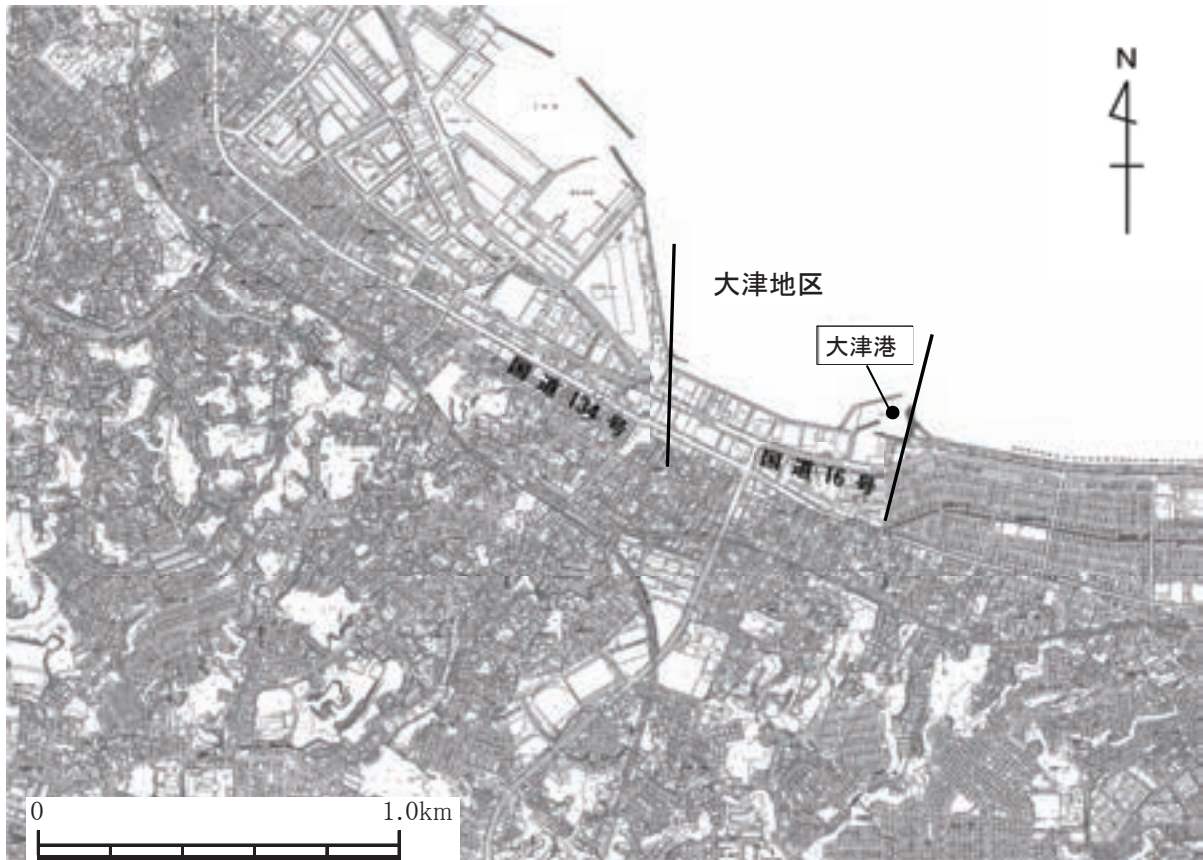
⑥ 平成地区



地区特性：

- ・ 背後には国道 16 号につながる臨港道路の他、商業施設、県立保健福祉大学、業務施設、都市型工場、住宅、うみかぜ公園、海辺つり公園などが配置された職・住・遊・学の融合した「海辺ニュータウン」が立地している地域です。
- ・ 水際線は直立護岸がほとんどであり、海と直接ふれ合える場所は少ないですが、うみかぜ公園海側の一部には親水護岸を有しています。また、海辺つり公園は多くの釣り客で賑わいを見せています。
- ・ 臨港道路背後には高層住宅が立ち並び、うみかぜ公園は周辺住民の憩いの場となるとともに、バーベキューなどを楽しむ場としても利用されています。

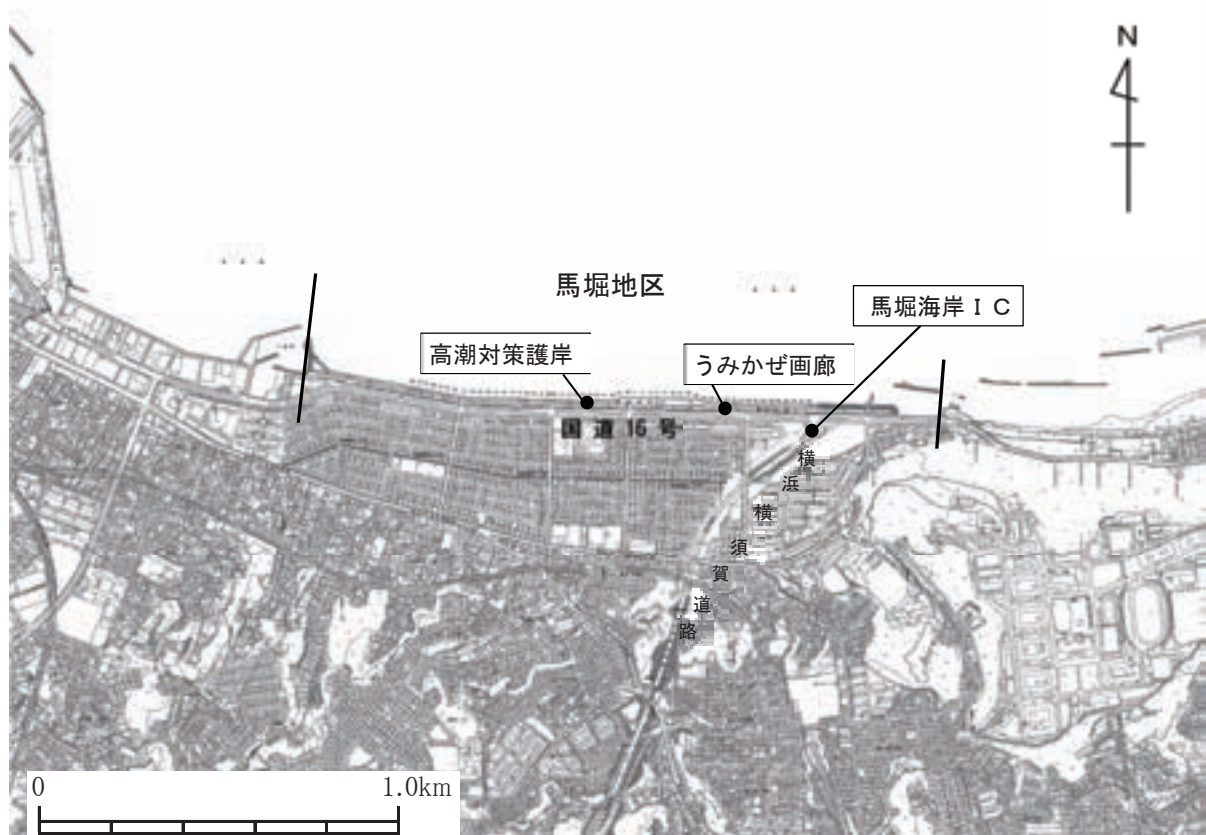
⑦ 大津地区



地区特性：

- ・港湾機能はほとんど配置されていませんが、直背後が準工業地域であり、港湾の開発・利用空間としての可能性を有しています。
- ・うみかぜの路（10,000メートルプロムナードの呼称）のルートとして位置付けられています。
- ・水際線には大津港があり、背後には国道16号、国道134号、住宅地が立地している地区です。
- ・水際線は直立護岸がほとんどですが、パブリックアクセスは良好で、東京湾や猿島を一望できる景観を有しています。
- ・水際には道路があるものの、釣り人が多く、違法駐車も多い地域です。

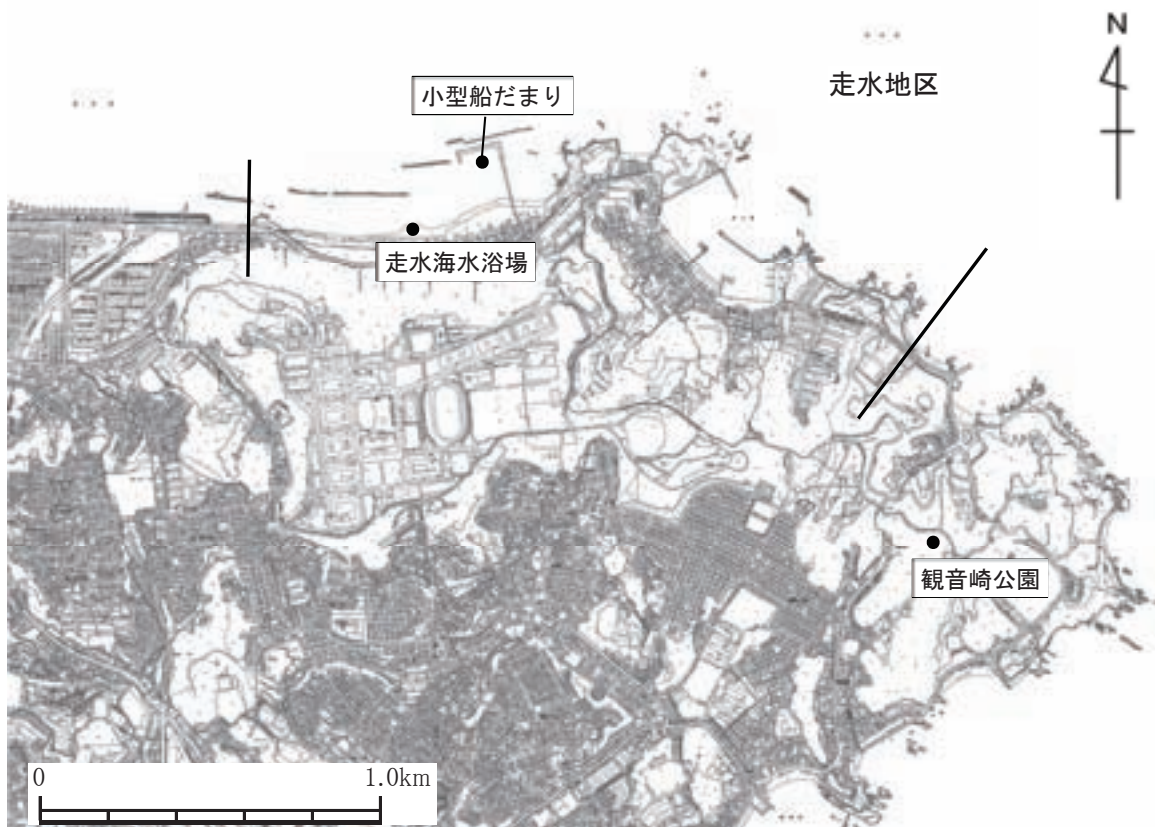
⑧ 馬堀地区



地区特性：

- ・ 前面には東京湾を一望できる開かれた長い水際線が連続し、その広い水域ではノリやワカメの養殖が行われています。また、背後には国道16号、住宅地が立地している地区です。
- ・ 台風による高潮、越波により浸水被害を受けたことから、国による海岸高潮対策事業として高潮対策護岸が整備されました。
- ・ 高潮対策護岸にはうみかぜの路の一部である遊歩道が整備されています。また、護岸には高校生が制作した絵画によるパブリックアート「うみかぜ画廊」があります。
- ・ 鉄道路線（京浜急行）に加え横浜横須賀道路のインターチェンジが整備されたことで、地区へのアクセス環境が向上しました。
- ・ 走水地区との境界付近には磯場が残存し、天然のタイドプールが形成されています。

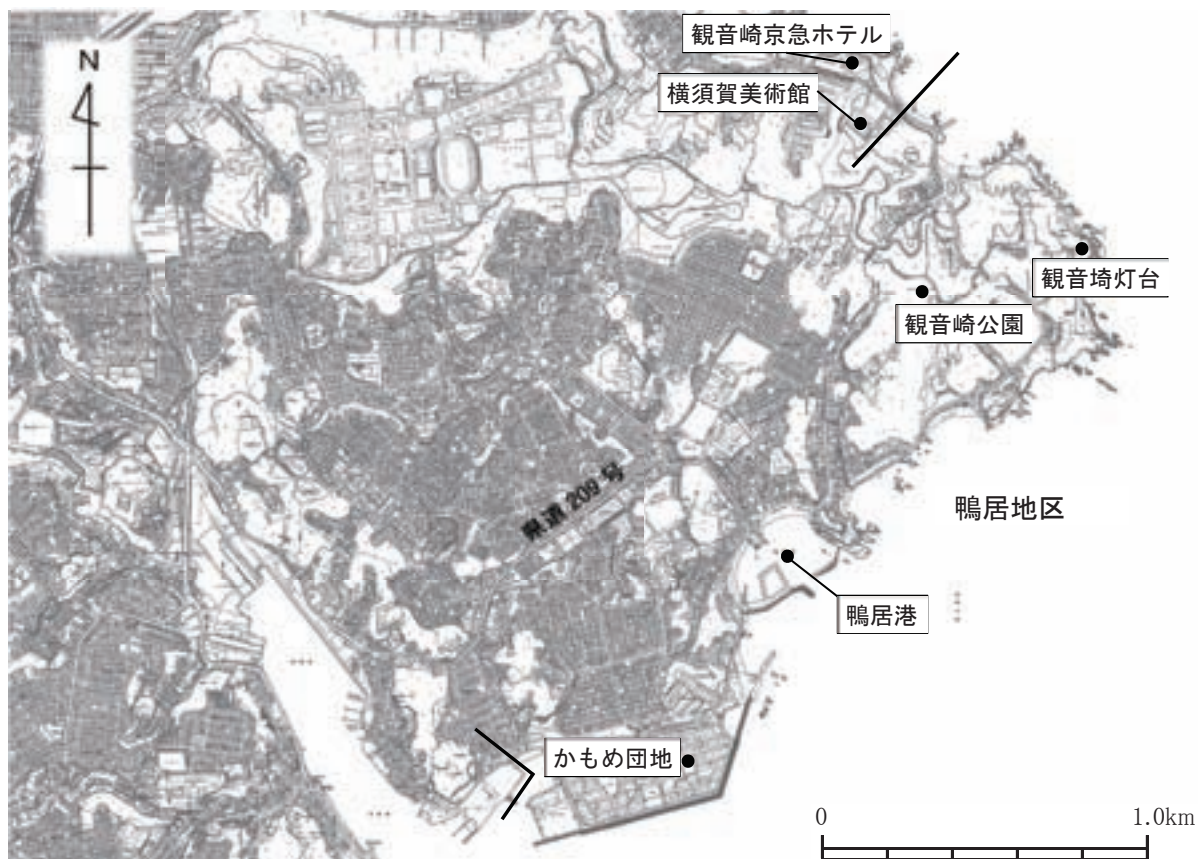
⑨ 走水地区



地区特性：

- ・ 前面には房総半島を望める開かれた水際線が広がる天然の磯場や砂浜が点在する地域です。背後には国道16号、観音崎公園まで連なる広大な風致地区指定を受けている緑地帯のほか、道路沿線に住宅地が立地している地域です。
- ・ 砂浜と岩礁帯が入り組んだ場所が多く、横須賀港の中では数少ない海水浴場である走水海水浴場があり、夏季の休日には海水浴客で賑わうほか、潮干狩りも行われています。
- ・ 人工的な水際線は走水港付近だけで、その他は自然が多く残されている地域であり、一部にはアマモ場も見られます。
- ・ 砂浜の利用に配慮した小型船だまりがあります。

⑩ 鴨居地区



地区特性：

- ・背後には国道 16 号から続く県道 209 号、観音崎京急ホテル、観音崎公園一帯の広大な緑地帯のほか、鴨居小学校・中学校等の教育施設、道路沿線に防衛大職員宿舎、かもめ団地をはじめとした住宅地が立地しています。
- ・北側の水際線には砂浜と岩礁帯が入り組んだ場所が多く、アラメ・カジメ等の藻場が広がります。親水性は良好で、港湾区域内では自然が多く残されていますが、観音崎公園の近くには横須賀美術館もあり、市民の利用にも配慮された場所です。また、水際の一部にはうみかぜの路の一部であるボードウォークがあり、水際の動線の 1 つとして利用されています。
- ・南側の水際線では鴨居港の北側に砂浜や岩礁帯があり、海と直接ふれあえる場所が残されています。その他はほとんどが人工護岸で形成されています。
- ・横須賀港の中では多彩な水際利用がされている地域です。
- ・貴重な歴史資産である観音崎灯台があり、眺望は良好で天候によっては房総半島を一望できます。また、南側のかもめ団地の周囲は直立護岸ですが、海を眺望できる遊歩道が整備されています。
- ・ウミホタルやクサフグ、イソギクなどの生物が生息しています。

⑪ 浦賀地区



地区特性：

- ・水際線まで住宅が密集した地域で、背後には首都圏へのアクセスの起点となる浦賀駅、県道 208 号や 209 号があり、また、平成 15 年 3 月に閉鎖された住友重機械工業横須賀製造所浦賀工場もあります。
- ・水際線は人工構造物で占められ、海に直接ふれられない場所が多い地域です。その中で、浦賀港の水際の眺望が得られるよう、久里浜側（西浦賀）の護岸の一部はボードウォークとして整備しています。
- ・背後には山林が多く残され、寺社や奉行所跡などの歴史資産が点在します。
- ・古くから造船業に関わっている地域であり、現存のものとしては貴重なレンガ積みのドックなどが残されています。また、歴史資産である渡船「浦賀の渡し」が東浦賀と西浦賀の東西を結ぶ市民の足として利用されています。燈明崎付近には砂浜や磯場があり、人々が海と直接ふれあう憩いの場所として利用されています。
- ・湾口部には民間のマリーナがあり、多数のプレジャーボートが保管されています。
- ・深浦同様ポートパークを整備したことから、多数の船舶が係留されています。
- ・本市では「浦賀港周辺地区再整備計画」を策定し、住友重機械工業横須賀製造所浦賀工場を中心とした再開発を検討しています。

⑫ 久里浜地区



地区特性：

- ・東京湾口部の特性を活かした物流拠点や地域産業を支援する機能等、新たな横須賀港の中心として港湾機能の充実が期待される地域です。
- ・背後のペリー公園には、ペリー上陸記念碑やペリー記念館があります。また、その周囲には火力発電所や東京湾フェリーのターミナルがあり、ふ頭内は事業用地としての施設整備を行ってきました。
- ・国土交通省の研究機関である国土技術政策総合研究所（国総研）、国立研究開発法人である港湾空港技術研究所の2つの海洋に関する研究機関が立地しています。
- ・このほか、横須賀刑務支所、久里浜少年院、陸上自衛隊久里浜駐屯地、生活環境処理センターなどの施設も久里浜港沿岸に立地しています。
- ・水際線には人工構造物が多く、海に直接ふれることができない場所が多い中で、北側の燈明崎から千代ヶ崎付近には岩礁と砂浜が広がる水域があります。また、平作川河口南側のペリー公園前の久里浜海岸、北側の磯場は市民の憩いの場として利用されています。
- ・千葉県金谷とを結ぶ東京湾フェリー、伊豆大島へのジェット船が定期航路として就航するほか、小笠原へのアクセス船である「おがさわら丸」が寄港しています。
- ・観光施設としては、くりはま花の国が立地するなど多彩な土地利用がなされています。
- ・海獺島周辺など久里浜港外には藻場が存在しています。

⑬ 野比から津久井浜周辺



地区特性：

- ・水際線には砂浜が広がり、砂浜には海浜植生が見られ、沖合には藻場が広がっています。
- ・背後の緑地から小河川が流入し、海から山に至る系が保全され、北側の地域では久里浜緑地から連なる山林が水際線近くまで迫っています。
- ・砂浜は侵食傾向にあり、岩盤や護岸の基礎が露出し、一部では道路護岸の崩壊もあったため、離岸堤の整備を行っています。
- ・海岸沿いに県道 212 号から国道 134 号に連続する交通量の多い主要幹線があり、道路沿いには療養施設、北下浦海岸、住宅などが立地し、前面の広大な太平洋を一望することのできる重要な視点場となっています。
- ・階段式護岸や道路から海浜までアクセスできる階段がある、親水性が高い地区です。
- ・海岸線沿いに若山牧水歌碑、長岡半太郎記念館などの歴史資産があります。

■第3章 行動計画と施策や取り組み

1 行動計画

本計画では、「基本構想」を実現させるため、「基本理念」や「基本方針」に基づいた施策や取り組みを「行動計画」として位置付けています。本市の財政状況、社会経済状況、地域からのニーズなどを考慮の上、外部組織の活動への協力や助成制度の活用も視野に入れて推進していきます。

(1) 基本目標の設定

行動計画において、これまでの「基本理念」や「基本方針」に基づき施策や取り組みを進めるに当たっては、「できることを、できるところから、継続して」を基本的な考え方としています。

これは、本計画で掲げた施策や取り組みについては、すべてを推進していくことが望まれますが、現実的には検討段階から事業着手までには時間や費用が必要であることから、行動には地に着いた着実性を求めていくこととしています。

しかしながら、この基本的な考え方を踏まえた上で、行動計画に位置付けた施策や取り組みの進むべき方向性を示す「基本目標」を掲げ、この目標の達成に向けた個々の施策や取り組みを示すことにより、本計画全体を推進していく必要もあります。

こうしたことから、13の地区ごとの地域特性を踏まえ、横須賀港全体での取り組みを推進するための「基本目標」を設定しています。

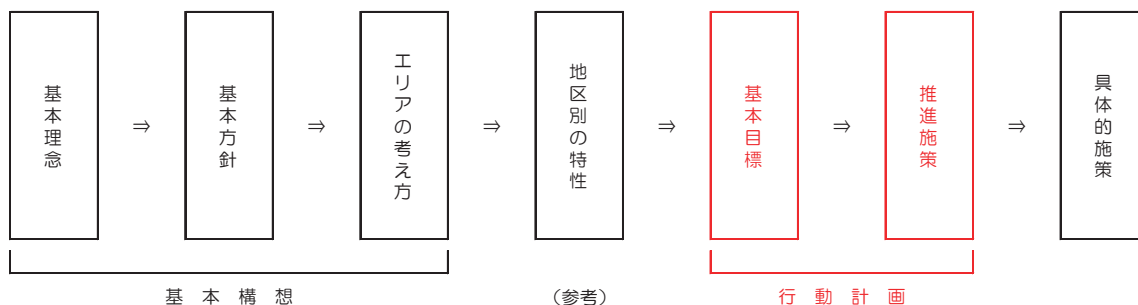


図8 計画の体系図

(2) 基本目標**i 多様な主体（市民、市民活動団体、学校等）との協働による取り組みを進めます**

【対応する基本方針：Ⅰ 市民協働による推進】

海、沿岸域、港に対する関心を高めるため、行政だけではなく、市民、市民団体、地域、学校など多様な主体と連携・協力するとともに、持続した活動ができるよう、協働あるいは役割分担をして取り組みを進めます。

ii 市民等が海を身近に感じ、海に親しめる機会を創出します

【対応する基本方針：Ⅱ 利用と環境の調和】

さまざまな可能性を持つ海の資源を人々の豊かな暮らしに活かしていくためには、市民が海を身近なものとして感じ、海についての理解を深める必要があるため、海を知り海とふれあう機会を創出します。

iii 市民が安心して暮らせるまち、市民が憩える水辺空間を創出します

【対応する基本方針：Ⅲ 快適な生活環境の形成】

平成23年3月の東日本大震災の甚大な津波被害は、人々に自然の脅威を実感させる結果となりました。しかしながら、海は私たちに豊かな暮らしや憩いをもたらすものであることから、市民が安心して暮らすことができるよう、適切なハード整備を進め、それに併せて、市民が憩える水辺空間も創出します。

iv 水質・底質及び生物多様性・生態系の保全・再生を進めます

【対応する基本方針：Ⅳ 海の環境再生】

東京湾口部に位置する横須賀港は、水質・底質について比較的良好な状態であるものの、横須賀港には埋立地が多く、直立の護岸が中心となっていることから、浅場や干潟などの多様な生物が生育可能な環境が不足している状況にあります。

こうしたことから、沿岸構造の改善や浅海域の再生を図ることにより、生物多様性や生態系の保全を進め、海域環境のさらなる改善を図ります。

v 横須賀の資源（景観・歴史・ブランドなど）を活かした海の魅力の発信を進めます

【対応する基本方針：Ⅴ 活力あるまちの創造】

三方を海に囲まれた横須賀は、歴史的にも海とともに発展してきた都市であり、こうした軍港としての歴史を持つことや東京湾口部に位置する自然豊かな海の景観は本市の特徴です。

こうした海に係わる歴史や景観、そこから生まれるブランドを活かし、海の魅力を発信していきます。

(3) 推進施策の設定と具体的施策**① 推進施策の設定**

本計画全体の「基本方針」及び行動計画における「基本目標」に基づき、目標の達成に向けて推進していくべき施策や取り組みとなる「推進施策」を位置付けます。

②推進施策と具体的施策・取り組み（〔 〕は関係する課）

■基本方針Ⅰ 市民協働による推進

基本目標ⅰ 多様な主体（市民、市民活動団体、学校等）との協働による取り組みを進めます

推進施策①

地域や学校の中で海に親しめる場をつくろう

市民協働によりエコタウンポートの形成を図る上では、子どもたちを中心とした市民に海を身近に感じてもらうことが大切です。そこで、NPO法人、事業者（漁業協同組合等）を含めた地域や学校と連携しながら、市民に身近なところに海に親しむことができる場を創出し、海とふれあう機会を設けます。

この推進施策を進めるに当たっては、行政が市民活動を支援する方法と行政と市民が一緒に取り組む方法の2つの方法が考えられ、それぞれの状況に適した手法を取ります。

【具体的施策・取り組み】

- ア [自然環境共生課] 横須賀エコツアー推進事業
- イ [公園管理課] 第三海堡建造物の展示・公開（夏島都市緑地）
- ウ [公園管理課] 猿島公園専門ガイド養成講座サポート事業
- エ [公園管理課] 走水低砲台跡等活用事業
- オ [港湾総務課] クサフグの産卵観察会
- カ [港湾総務課] うみかぜ画廊の維持管理
- キ [港湾企画課] 横須賀うみかぜカーニバル
- ク [港湾企画課] 海の観察会の実施
- ケ [港湾企画課] 「よこすか海のガイドクラブ」の活動、活動支援
- コ [港湾企画課] 横須賀港を巡る船上見学会
- サ [港湾企画課] 横須賀港浅海域保全・再生事業

推進施策②

海に関するネットワークづくりを進めよう

海に関する活動を行う市民団体や地域団体などの多様な主体が互いの活動を知り、連携を図る機会を設けるため、海に関するネットワークづくりを推進します。

【具体的施策・取り組み】

- ア [環境企画課] ホームページ「よこすかの環境保全活動」の活用
- イ [環境企画課] よこすかECO通信の発行
- ウ [自然環境共生課] 横須賀エコツアー推進事業《再掲》

■基本方針Ⅱ 利用と環境の調和

基本目標ⅱ 市民等が海を身近に感じ、海に親しめる機会を創出します

推進施策③**横須賀港の自然環境を学び、海に触れてみよう**

横須賀港には豊かな自然が残され、さまざまな形でその環境を学び、海とふれあうことができます。こうした環境を活かし、海とふれあうとともに、横須賀港の自然環境について学習する機会を創出し、港湾における自然環境に対する意識の向上を図ります。

【具体的施策・取り組み】

- ア [環境企画課] 冊子「よこすかのかんきょう」の作成・配付
- イ [環境企画課] 猿島自然観察会
- ウ [環境企画課] 観音崎ウォークラリー
- エ [自然環境共生課] 身近な自然の保全とふれあい推進事業における自然環境調査
- オ [港湾総務課] クサフグの産卵観察会《再掲》
- カ [港湾企画課] 海の観察会の実施《再掲》
- キ [港湾企画課] 横須賀港浅海域保全・再生事業《再掲》

推進施策④**海や港湾に携わる人々の仕事や役割を知ろう**

港湾にはさまざまな仕事があり、多くの人々が従事していますが、その多くは日常生活の中ではあまり知られていないのが現状です。特に本市には全国でも稀有な海洋に関する研究施設が複数立地しているほか、製造業、物流業、海運業などの多様な企業も立地し、一方では漁業も盛んに行われています。

こうした企業等でどのようなことが行われているかを紹介することで、生活に密着した大切な仕事である港湾に関わる仕事を市民に理解してもらうための施策を進めます。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾企画課] 海・港のお仕事探検事業

推進施策⑤

魅力あるイベントを開催し、人々の交流を推進しよう

港は市民にとっての憩いの空間となる場所であり、そこで行うイベントは、さまざまな社会的属性の人たちが交流する場となります。魅力的なイベントを数多く行うことで、人々の交流を促進し、街の賑わいづくりに貢献します。

【具体的施策・取り組み】

- ア [浦賀行政センター] 咸臨丸フェスティバル
- イ [久里浜行政センター] 久里浜ペリー祭
- ウ [農林水産課] よこすかさかな祭り
- エ [農林水産課] 走水のりフェスタ
- オ [港湾総務課] クサフグの産卵観察会《再掲》
- カ [港湾企画課] 客船歓迎イベント
- キ [港湾企画課] 横須賀うみかぜカーニバル《再掲》
- ク [港湾企画課] 海の観察会の実施《再掲》

推進施策⑥

海のレジャーやレクリエーションの場をつくろう

海の持つさまざまな側面の1つに、レジャーやレクリエーションなどの余暇活動の場という面があります。横須賀港の水際線は企業や防衛施設が占める部分が多いものの、一方では自然海岸や公園など、人々が憩いの場として海に親しむことができる場所もあることから、こうした場所を活かした余暇活動の仕組みづくりを積極的に行います。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾総務課] うみかぜ公園の利活用（うみかぜBBQ）
- イ [港湾企画課] 横須賀うみかぜカーニバル《再掲》
- ウ [港湾企画課] 横須賀港浅海域保全・再生事業《再掲》

■基本方針Ⅲ 快適な生活環境の形成

基本目標Ⅲ 市民が安心して暮らせるまち、市民が憩える水辺空間を創出します

推進施策⑦**市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間をつくろう**

身近に海とふれあえる環境があることは、生活に潤いをもたらします。横須賀港の水際線は企業や防衛施設の占める部分が多く、パブリックアクセスの改善が必要です。関係機関との連携や調整を図り、市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間の充実を図ります。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾企画課] 横須賀港浅海域保全・再生事業《再掲》
- イ [港湾企画課] 長浦地区港湾緑地整備事業
- ウ [港湾建設課] 港湾環境整備事業（浦賀港水際線プロムナード整備（西岸部））

推進施策⑧**東京湾を一望できる、潮風を感じる砂浜をまもろう**

横須賀市から三浦市にかけては連続した広大な水辺空間が形成され、東京湾を行きかう船舶を見ることができ、潮風を感じることができる場所となっていますが、近年は海岸侵食が見られることから、侵食対策を進め砂浜を守ります。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾建設課] 港湾海岸施設整備事業（海岸侵食対策）
- イ [港湾建設課] 漁港海岸施設整備事業（海岸侵食対策）

推進施策⑨**海とともに安全・安心に暮らそう**

平成23年（2011年）3月の東日本大震災の甚大な津波被害は、人々に自然の脅威を実感させる結果をもたらしました。津波や高潮からの被害を防ぐための対策を推進することで、人々の生活に安全をもたらし、安心して暮らせる街づくりを進めます。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾建設課] 大津地区港湾海岸高潮対策事業

■基本方針Ⅳ 海の世界再生

基本目標ⅳ 水質・底質及び生物多様性・生態系の保全・再生を進めます

推進施策⑩

海辺や海上の美化を推進し、海に対するマナーの向上を図ろう

海辺や海上が美しく保たれることは、人々に海の素晴らしさを伝える原動力となり、ひいてはそのような海を守る気持ちに繋がり、海に対するマナーが向上するという好循環をもたらすことから、さまざまな場所で、さまざまな主体により、海辺や海上の清掃活動等を推進します。

【具体的施策・取り組み】

- ア [資源循環推進課] 海浜地清掃事業
- イ [交通計画課] 緑陰道路（馬堀海岸）の清掃
- ウ [港湾総務課] 海岸美化ボランティア活動
- エ [港湾総務課] 馬堀海岸保全施設の清掃
- オ [港湾総務課] 走水伊勢町海岸の清掃（東京湾クリーンアップ大作戦）
- カ [港湾総務課] 砂浜美化ボランティア活動
- キ [港湾総務課] 港湾施設管理事業（放置艇対策）
- ク [港湾総務課] 海面清掃
- ケ [生涯学習課] 周辺の自然環境と一体となった指定文化財の適正管理（燈明堂）

推進施策⑪

海のゆりかご アマモ場をはぐくもう

稚魚や幼魚にとって隠れ場となるアマモ場を保全することで、周辺の海域における生物の多様性が高まり、より質の高い環境へ移行することが期待できることから、アマモ場や砂浜などの自然環境の保全を図ります。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾企画課] 横須賀港浅海域保全・再生事業《再掲》
- イ [港湾企画課] アマモの植栽

推進施策⑫**良好な自然環境を子どもたちに引き継ごう**

横須賀港の自然環境を後世に引き継ぎ、良好な自然環境を市民が体験できるようにするため、本市に残された貴重な自然環境を保全・継承するための取り組みを進めます。

【具体的施策・取り組み】

- ア [環境企画課] 冊子「よこすかのかんきょう」の作成・配付《再掲》
- イ [自然環境共生課] 「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の策定
- ウ [自然環境共生課] 身近な自然の保全とふれあい推進事業における自然環境調査《再掲》
- エ [港湾企画課] 横須賀港浅海域保全・再生事業《再掲》
- オ [港湾建設課] 港湾海岸施設整備事業（海岸侵食対策）《再掲》
- カ [港湾建設課] 漁港海岸施設整備事業（海岸侵食対策）《再掲》

■基本方針Ⅴ 活力あるまちの創造

基本目標ⅴ 横須賀の資源（景観・歴史、ブランドなど）を活かした海の魅力の発信を進めます

推進施策⑬

横須賀港の景観、歴史、遺産に触れよう（学ぼう）

横須賀は横須賀製鉄所（造船所）の開設以来、海とともに発展してきた街です。横須賀港にはその歴史の中で発達してきた独自の景観、遺産が数多く残っています。これらを活用した取り組みを進めることにより、活力あるまちづくりを進めます。

【具体的施策・取り組み】

- ア [浦賀行政センター] 咸臨丸フェスティバル《再掲》
- イ [久里浜行政センター] 久里浜ペリー祭《再掲》
- ウ [公園管理課] 第三海堡構造物の展示・公開（夏島都市緑地）《再掲》
- エ [公園管理課] 猿島公園専門ガイド養成講座サポート事業《再掲》
- オ [公園管理課] 走水低砲台跡等活用事業《再掲》
- カ [観光企画課] 記念艦「三笠」の展示・公開
- キ [観光企画課] YOKOSUKA軍港めぐり
- ク [市街地整備景観課] 浦賀港周辺地区再整備事業（レンガドック活用イベント）
- ケ [港湾企画課] 横須賀港を巡る船上見学会《再掲》
- コ [生涯学習課] 近代化遺跡・近代化遺産の調査および資料整理

推進施策⑭

海上アクセスによる交流を促進しよう

本市は三方を海に囲まれていることから、港を活用した海上アクセスのルートの整備を進め、交流人口の増加による街の活性化を進めます。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾企画課] 客船誘致活動

推進施策⑮

東京湾の海の恵みを地産地消に活かしていこう

東京湾で獲れる新鮮な魚介類は江戸前と呼ばれ、1つのブランドになっています。横須賀港でも多くの魚介類が水揚げされていることから、こうした地場の魚介類を広く市民に知ってもらい、「食」という誰にでも親しみやすい分野から海についての理解を深めます。

【具体的施策・取り組み】

- ア [農林水産課] よこすか海の幸フェア
- イ [農林水産課] よこすかさかな祭り《再掲》
- ウ [農林水産課] 走水のりフェスタ《再掲》

推進施策⑩**海を活かした産業を活性化しよう**

横須賀港には13の地区があり、それぞれ異なる特徴があります。その中で新港地区や久里浜地区には大型の貨物船が着岸できる岸壁が整備されていることから、物流を中心に、観光も含めた産業の活性化を推進します。

【具体的施策・取り組み】

- ア [港湾総務課] 自動車運搬船等によるふ頭の利用の推進
- イ [港湾企画課] ポートセールスの実施

③計画における推進施策と具体的施策・取り組みの位置付け

本計画における「基本理念」から「具体的施策・取り組み」までの計画の体系は次のとおりです。

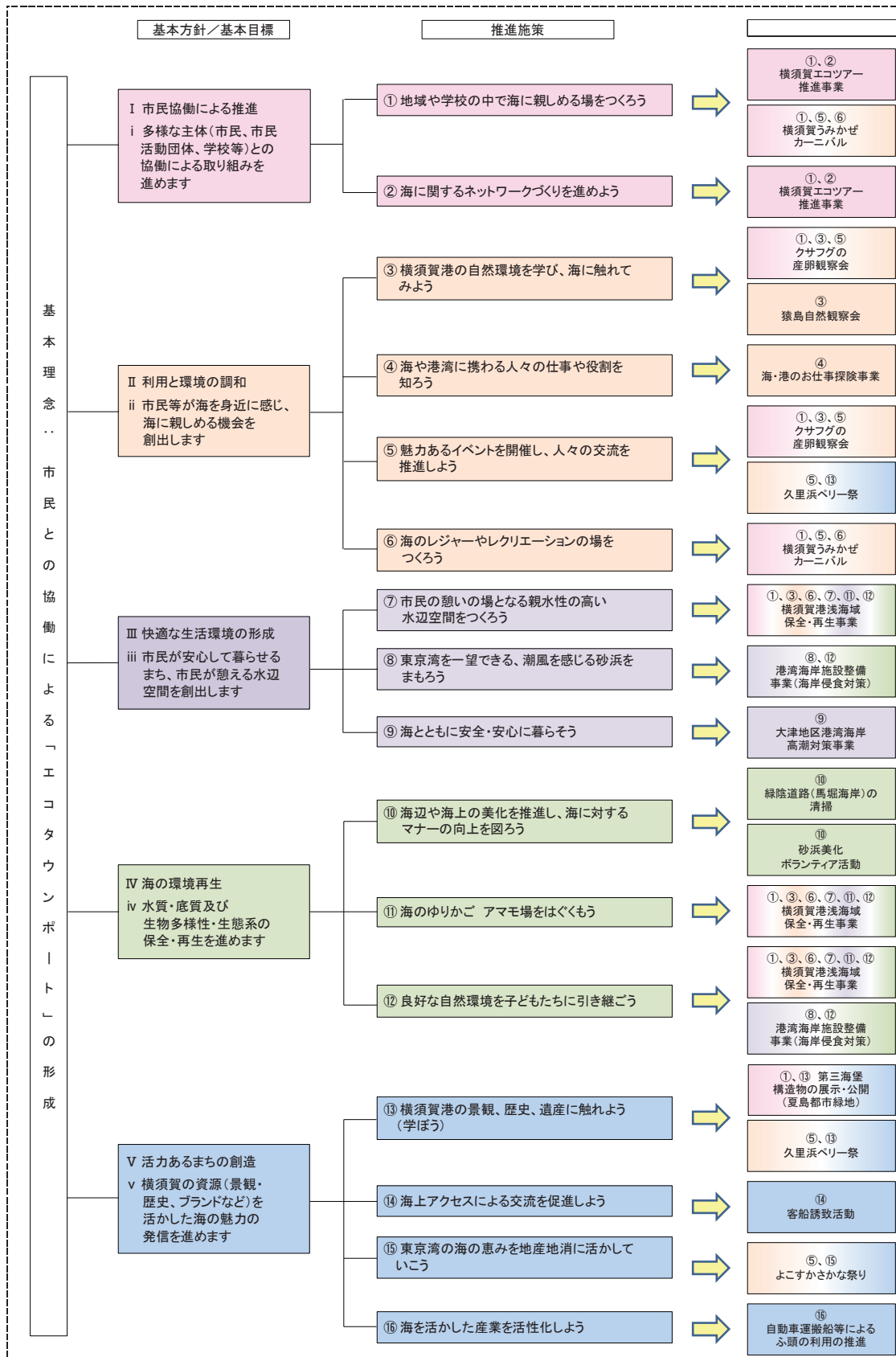


図9 計画の全体像

具体的施策・取り組み				
①、⑬ 第三海堡 構造物の展示・公開 (夏島都市緑地)	①、⑬ 猿島公園専門ガイド 養成講座サポート事業	①、⑬ 走水低砲台跡等 活用事業	①、③、⑤ クサブの産卵観察会	① うみかぜ画廊の 維持管理
①、③、⑤ 海の観察会の実施	① 「よこすかの海ガイドクラブ」 の活動、活動支援	①、⑬ 横須賀港を巡る 船上見学会	①、③、⑥、⑦、⑪、⑫ 横須賀港浅海域 保全・再生事業	
② ホームページ 「よこすかの環境保全活動」 の活用	② よこすかECO通信の 発行			
①、③、⑤ 海の観察会の実施	①、③、⑥、⑦、⑪、⑫ 横須賀港浅海域 保全・再生事業	③、⑫ 冊子 「よこすかのかんきょう」 の作成・配付		
③ 観音崎ウォークラリー	③、⑫ 身近な自然の保全と ふれあい推進事業に おける自然環境調査			
①、⑤、⑥ 横須賀うみかぜ カーニバル	①、③、⑤ 海の観察会の実施	⑤、⑬ 威臨丸フェスティバル		
⑤、⑮ よこすかさかな祭り	⑤、⑮ 走水のリフェスタ	⑤ 客船歓迎イベント		
①、③、⑥、⑦、⑪、⑫ 横須賀港浅海域 保全・再生事業	⑥ うみかぜ公園の利活用 (うみかぜBBQ)			
⑦ 長浦地区港湾緑地 整備事業	⑦ 港湾環境整備事業 (浦賀港水際線フロムナド 整備(西岸部))			
⑧、⑫ 漁港海岸施設整備 事業(海岸侵食対策)				
⑩ 海浜地清掃事業	⑩ 海岸美化ボランティア 活動	⑩ 馬堀海岸保全施設の 清掃	⑩ 走水伊勢町海岸の清掃 (東京湾クリーンアップ大作戦)	
⑩ 港湾施設管理事業 (放置艇対策)	⑩ 海面清掃	⑩ 周辺の自然環境と 一体となった指定文化財 の適正管理(燈明堂)		
⑪ アマモの植栽				
③、⑫ 冊子 「よこすかのかんきょう」の 作成・配付	③、⑫ 身近な自然の保全と ふれあい推進事業に おける自然環境調査			
⑧、⑫ 漁港海岸施設整備 事業(海岸侵食対策)	⑫ 「公共施設における 自然植生の保全に向けた 考え方」の策定			
①、⑬ 猿島公園専門ガイド 養成講座サポート事業	①、⑬ 走水低砲台跡等 活用事業	①、⑬ 横須賀港を巡る 船上見学会	⑤、⑬ 威臨丸フェスティバル	
⑬ 記念艦「三笠」の 展示・公開	⑬ YOKOSUKA軍港めぐり	⑬ 浦賀港周辺地区 再整備事業 (レンガツク活用イベント)	⑬ 近代化遺跡・ 近代化遺産の調査 および資料整理	
⑤、⑮ 走水のリフェスタ	⑮ よこすかの幸フェア			
⑯ ボートセールスの実施				

重点施策1
市民、市民団体、地域、学校などとの協働、あるいは、役割分担により事業を推進します。
主に関連する推進施策：
①、②

重点施策2
人々が海に親しめるよう、浅海域の再生を進めます。
主に関連する推進施策：
①、③、⑥、⑦、⑪、⑫

重点施策3
港湾区域を中心とした地域の活性化に繋がる港湾整備を進めます。
主に関連する推進施策：
⑭、⑯

※各「基本方針／基本目標」及び「推進施策」と、それに関連する「具体的施策・取り組み」は同じ色で示しています。

基本目標	推進施策	i 多様な主体(市民、市民活動団体、学校等)との協働による取り組みを進めます		ii 市民等が海を身近に感じ、海に親しめる機会を創出します			
		① 地域や学校の中で海に親しめる場をつくらう	② 海に関するネットワークづくりを進めよう	③ 横須賀港の自然環境を学び、海に慣れてみよう	④ 海や港湾に携わる人々の仕事や役割を知ろう	⑤ 魅力あるイベントを開催し、人々の交流を推進しよう	⑥ 海のレジャーやレクリエーションの場をつくらう
具体的施策・取り組み	推進施策						
横須賀エコツアー推進事業		○	○				
第三海堡構造物の展示・公開(夏島都市緑地)		○					
猿島公園専門ガイド養成講座サポート事業		○					
走水低砲台跡等活用事業		○					
クサフグの産卵観察会		○		○		○	
うみかぜ画廊の維持管理		○					
横須賀うみかぜカーニバル		○				○	○
海の観察会の実施		○		○		○	
「よこすか海のガイドクラブ」の活動、活動支援		○					
横須賀港を巡る船上見学会		○					
横須賀港浅海域保全・再生事業		○		○			○
ホームページ「よこすかの環境保全活動」の活用			○				
よこすかECO通信の発行			○				
冊子「よこすかのかんきょう」の作成・配付				○			
猿島自然観察会				○			
観音崎ウォークラリー				○			
身近な自然の保全とふれあい推進事業における自然環境調査				○			
海・港のお仕事探検事業					○		
威臨丸フェスティバル						○	
久里浜ベリール祭						○	
よこすかさかな祭り						○	
走水のりフェスタ						○	
客船歓迎イベント						○	
うみかぜ公園の利活用(うみかぜBBQ)							○
長浦地区港湾緑地整備事業							
港湾環境整備事業(浦賀水際線プロムナード整備(西岸部))							
港湾海岸施設整備事業(海岸侵食対策)							
漁港海岸施設整備事業(海岸侵食対策)							
大津地区港湾海岸高潮対策事業							
緑陰道路(馬堀海岸)の清掃							
海浜地清掃事業							
海岸美化ボランティア活動							
馬堀海岸保全施設の清掃							
走水伊勢町海岸の清掃(東京湾クリーンアップ大作戦)							
砂浜美化ボランティア活動							
港湾施設管理事業(放置艇対策)							
海面清掃							
周辺の自然環境と一体となった指定文化財の適正管理(燈明堂)							
アマモの植栽							
「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の策定							
記念艦「三笠」の展示・公開							
YOKOSUKA軍港めぐり							
浦賀港周辺地区再整備事業(レンガドック活用イベント)							
近代化遺跡・近代化遺産の調査および資料整理							
客船誘致活動							
よこすか海の幸フェア							
自動車運搬船等によるふ頭の利用の推進							
ポートセールスの実施							

図 10 推進施策と具体的施策・取り組みの相関

2 重点施策の設定

(1) 重点施策設定の趣旨

行動計画における「推進施策」では、具体的施策や取り組みを位置付けていますが、行政計画としての具体性を持ち、また、行動計画における各基本目標、各推進施策を横断的に牽引し、今後、本計画全体の施策推進の底上げとなるようなシンボリックな施策を「重点施策」として位置付け、計画全体の推進を図ります。

(2) 重点施策

①重点施策1 市民、市民団体、地域、学校などとの協働、あるいは、役割分担により事業を推進します。

市民が海に親しむ機会を創出するために、行政だけではなく多様な主体が連携・協力することで、相乗的、副次的な効果も期待できることから、協働により将来を担う子どもたちを中心とした市民に対する海への理解の促進・海での体験の機会の創出を図ります。

②重点施策2 人々が海に親しめるよう、浅海域の再生を進めます。

横須賀の大きな環境資源である海は市民にとって大切な財産であり、海に直接触れ合える場を創出することは、市民が海への理解を深め、より一層親しみを感じることに繋がります。こうしたことから、横須賀港において浅海域の整備を進めるとともに、市民、市民団体、関係事業者や行政機関と協働しながら、整備後の利活用や管理を行っていきます。

③重点施策3 港湾区域を中心とした地域の活性化に繋がる港湾整備を進めます。

港湾機能として物流や人流を促進することに加え、観光による交流人口の増加に資するよう、港を中心とした地域の活性化を進めます。

3 指標の設定

(1) 指標設定の趣旨

行動計画においては基本目標を新たに設定し、目標の達成に向けて施策や取り組みを進めていくこととなりますが、その具体的な達成度を示すため、指標を設定しています。

(2) 指標設定の考え方

指標設定に当たっては、さまざまな視点での考え方が必要となりますが、現時点では以下の視点で、できることから指標を設定しています。

- ①市民が実感でき分かりやすいこと
- ②基本目標の達成状況を示すことができること
- ③データが入手しやすいこと
- ④基本目標ごとに設定

(3) 具体的な指標

具体的な指標、目標値、関連データは次のとおりです。

表3 指標と目標値

基本目標	指標	目標値	関係する課	関係するデータ
i 多様な主体（市民、市民活動団体、学校等）との協働による取り組みを進めます	多様な主体による環境の保全・再生の取り組み等の情報発信	増加傾向を示す	環境企画課	・環境情報誌「よこすかE C O通信」の発行回数
ii 市民等が海を身近に感じ、海に親しめる機会を創出します	水辺のイベントの開催回数	増加傾向を示す	港湾企画課	・市の主催・共催イベントの数
	水遊びイベント・環境学習イベント等の参加者数	増加傾向を示す	環境企画課 港湾企画課	・猿島自然観察会参加校・人数 ・観音崎ウォークラリー参加校・人数 ・うみかぜカーニバル来場者数・体験乗船者数
	海浜公園等の施設利用者数	増加傾向を示す	港湾総務課	・うみかぜ公園・海辺つり公園来園者数
iii 市民が安心して暮らせるまち、市民が憩える水辺空間を創出します	施設整備数	現状行われている以上の施設整備が継続される	港湾建設課	・工事箇所数
iv 水質・底質及び生物多様性・生態系の保全・再生を進めます	透明度	夏季において1.5m以上	保健所生活衛生課 環境管理課	・透明度（m）
	C O D	改善傾向を示す	保健所生活衛生課 環境管理課	・C O D（m g / L）
	糞便汚染等	減少傾向を示す	保健所生活衛生課	・ふん便性大腸菌群数
		減少傾向を示す	環境管理課	・大腸菌群数
	海のごみの量	回収量が現状と同量（行政）	港湾総務課	・ごみの回収量
	赤潮発生回数	減少傾向を示す	環境管理課	・赤潮発生回数
	生物共生型港湾構造物の延長	平成25年度より1.2倍以上増加	港湾企画課	・整備延長
v 横須賀の資源（景観・歴史、ブランドなど）を活かした海の魅力の発信を進めます	海からの交流人口の増加	増加傾向を示す	港湾企画課	・東京湾フェリー、セブンアイランド、おがさわら丸からの上陸者数
	横須賀ブランドへのアクセスの増加	増加傾向を示す	観光企画課	・記念艦「三笠」入込客数 ・Y O K O S U K A 軍港めぐり入込客数

■第4章 計画の推進

1 計画の推進における短期・中長期的な視点

(1) 他の計画との整合

①本市行政計画の計画体系

本市の行政計画の最上位計画が「総合計画」であり、「総合計画」は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されています。

「基本構想」はまちづくりの基本的方向を定める構想で、目指す都市像を「国際海の手文化都市」とし、その実現のためのまちづくりに関する基本戦略、基礎条件、政策の目標及び推進姿勢を定めています。これらの基本的方向は、「基本計画」及び「実施計画」の基礎になります。現行計画の計画期間は平成9年（1997年）から平成37年（2025年）です。

「基本計画」は、「基本構想」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。市の計画的行財政運営の指針としての役割、市民や事業者等のまちづくり活動のよりどころとしての役割、旧軍港市転換法に基づく旧軍港市転換計画としての役割を持っています。現行計画の計画期間は平成23年度（2011年度）から平成33年度（2021年度）です。

「実施計画」は、「基本計画」に示した基本的な政策・施策に基づいて、3年間又は4年の期間に実施する主要な事業を示す計画です。予算編成及び事業実施の指針としての役割を持っています。現行計画（第2次）の計画期間は平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）です。

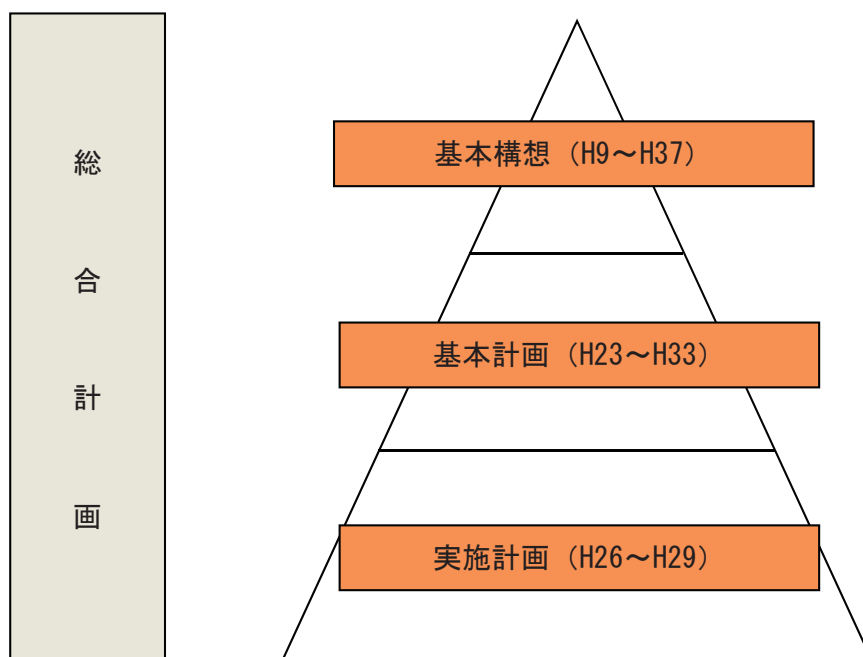


図11 本市行政計画の計画体系

②行政計画全体の中での計画の位置付けと短期・中長期の考え方

本計画は前述のとおり、「基本構想」の中で位置付けられた「横須賀市環境基本計画」と「横須賀港港湾計画」の下位計画であるため、それらの計画と齟齬のないよう見直しを行っていく必要があります。

平成37年までの「基本構想」の中で、現在の「基本計画」は平成33年度までを計画期間としていて、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」や「横須賀港港湾計画」も同様です。

このことから、本計画も平成33年度までを計画期間とし、それまでの期間を短期、それ以降を中長期と位置付けます。

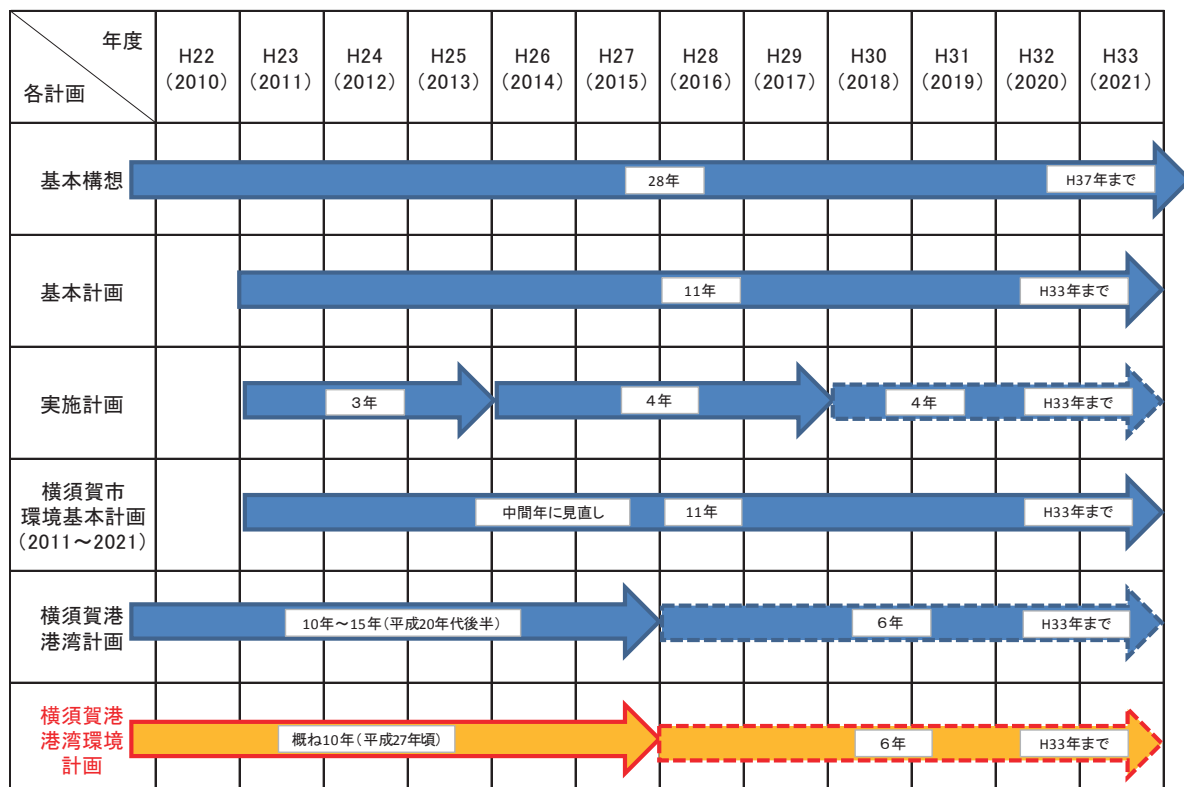


図12 各計画と計画期間の関係

(2) 短期・中長期的な視点からの施策や取り組み

本計画における推進施策については、短期的に取り組みが可能な施策とある程度の時間が必要となる施策があります。短期・中長期的な考え方から捉えた推進施策は次のとおりとなります。

中長期的な視点が必要な施策については、今後予定している平成 33 年度の見直しの際に改めて検討していく予定です。

推進施策		
	短期	中長期
①地域や学校の中で海に親しめる場をつくろう		
②海に関するネットワークづくりを進めよう		
③横須賀港の自然環境を学び、海に触れてみよう		
④海や港湾に携わる人々の仕事や役割を知ろう		
⑤魅力あるイベントを開催し、人々の交流を推進しよう		
⑥海のレジャーやレクリエーションの場をつくろう		
⑦市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間を作ろう		
⑧東京湾を一望できる、潮風を感じる砂浜をまもろう		
⑨海とともに安全・安心に暮らそう		
⑩海辺や海上の美化を推進し、海に対するマナーの向上を図ろう		
⑪海のゆりかご アマモ場をはぐくもう		
⑫良好な自然環境を子どもたちに引き継ごう		
⑬横須賀港の景観、歴史、遺産に触れよう(学ぼう)		
⑭海上アクセスによる交流を促進しよう		
⑮東京湾の海の恵みを地産地消に活かしていこう		
⑯海を活かした産業を活性化しよう		

図 13 短期・中長期的な考え方から捉えた推進施策

2 計画の推進体制

(1) 庁内関連部局との連携

本計画に基づく施策の推進に当たっては、庁内の関係部局との連携・協力、情報提供や情報共有を行いながら進めます。

(2) 庁内分野別計画との整合

本計画は「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」及び「横須賀港港湾計画」の下位計画として位置付けていますが、「横須賀しみどりの基本計画」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」、「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」などの分野別計画との関連もあります。

本計画に基づく施策の推進、計画の見直しに当たっては、こうした分野別計画等と齟齬のないよう、整合を図ります。

(3) 外部組織や市民等との協働

本市に多数立地している港湾関係の研究所や事業所、任意団体等との連携や、アダプト制度（本市では「まちかど里親制度」として推進）の活用などによる市民との協働など、外部組織や市民等との協働を図りながら本計画を推進します。

3 計画の進行管理

(1) 施策や取り組みの進捗状況の把握

本計画の施策や取り組みの進捗状況、目標・指標の達成状況などを把握するため、庁内関係部局の事業実施状況の調査を行うとともに、庁内の関係課長で構成する「港湾等に係る計画推進検討会議」において情報共有を図り、必要に応じた検討を進めます。

(2) 年次報告書の作成・配付及び公表

施策や取り組みの進捗状況については、毎年度、年次報告書を作成し、市民や関係機関等に対して配付・公表を行います。

4 財源の確保

施策や取り組みを推進するためには一定の財源が必要となるため、本市の財政措置と併せて、民間の助成・支援制度などを積極的に活用して財源の確保に努めます。

5 計画の見直し

本計画の計画期間は平成33年度までとしています。今後、「横須賀市基本計画」、本計画の上位計画である「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」、「横須賀港港湾計画」と整合を図りながら、計画の見直しを行います。

資料編

資料編

1 横須賀港港湾環境計画改定検討委員会条例

(設置)

第1条 横須賀港港湾環境計画の改定に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀港港湾環境計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、専門的知識を有する者、港湾関係者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

2 横須賀港港湾環境計画改定検討委員会の開催経緯

	議事内容
第1回 (平成26年8月7日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名について 2 傍聴要領及び議事録の取り扱いについて 3 市長から横須賀港港湾環境計画改定検討委員会への諮問 4 横須賀港港湾環境計画の改定方針（案）について <ol style="list-style-type: none"> ① 計画改定の背景 ② 今回の改定の位置付け ③ 計画改定の方向性 ④ 具体的な検討項目 など
第2回 (平成27年2月3日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀港港湾環境計画の改定素案について <ol style="list-style-type: none"> ① 基本方針について ② 地区・エリアの考え方について ③ 計画の体系について ④ 行動計画について ⑤ 基本目標・推進施策について ⑥ 重点（優先）施策について ⑦ 計画の短期・中長期的な視点の考え方について ⑧ 指標の候補について ⑨ 計画の推進体制について ⑩ その他計画への追加記載項目について など
第3回 (平成27年7月14日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀港港湾環境計画の改定案について <ol style="list-style-type: none"> ① 計画書の構成について ② 計画書への記載内容について（具体的施策、重点施策、指標等） など 2 答申書について
第4回 (平成27年10月28日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀港港湾環境計画改定の最終案について 2 横須賀港港湾環境計画改定の答申について

3 横須賀港湾環境計画改定検討委員会委員名簿

	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	近藤 健雄	日本大学理工学部海洋建築工学科 特任教授	委員長
2	専門的知識を 有する者	岡田 知也	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部海洋環境研究室 室長	職務代理者
3	関係団体の 代表者	今井 利為	よこすか海の市民会議 前代表	
4	専門的知識を 有する者	大浦 佳代	海と漁の体験研究所 代表	
5	専門的知識を 有する者	岡部 久	神奈川県水産技術センター栽培推進部 主任研究員	
6	専門的知識を 有する者	木村 尚	NPO法人海辺つくり研究会 理事・事務局長	
7	関係行政機関の 職員	上野 雅明	国土交通省関東地方整備局港湾空港部 沿岸域管理官	※平成27年 4月1日付 で近藤委員 へ変更
		近藤 隆道		
8	関係団体の 代表者	飛松 正幸	横須賀市東部漁業協同組合 副組合長理事兼走水大津支所長	
9	市民	中村 眞	公募市民	
10	港湾関係者	若松 鋭	関東海事広報協会横須賀支部 事務局長	

4 諮問

横港企第 20 号
平成 26 年（2014 年）8 月 7 日

横須賀港港湾環境計画改定検討委員会
委員長 近藤健雄様

横須賀市長 吉田雄人

横須賀港港湾環境計画の改定について（諮問）

横須賀市では、大切な財産である海の魅力を一層向上させるとともに、貴重な自然を未来に引き継ぎ、東京湾の環境再生に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に横須賀港港湾環境計画を策定しました。

現行の横須賀港港湾環境計画については、計画期間を策定から概ね 10 年としていること、また、上位計画である横須賀港港湾計画、横須賀市環境基本計画も改定・見直しを行うことから、本計画を改定することといたしました。

つきましては、横須賀港港湾環境計画改定検討委員会条例に基づき、横須賀港港湾環境計画の改定について、貴委員会の意見を求めます。

5 答申

平成 27 年（2015 年）11 月 24 日

横須賀市長 吉田 雄人 様

横須賀港港湾環境計画改定検討委員会
委員長 近藤 健雄

横須賀港港湾環境計画の改定について（答申）

当委員会では、平成 26 年 8 月 7 日付横港企第 20 号により諮問のありました「横須賀港港湾環境計画の改定」について、平成 26 年 8 月から 4 回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、当委員会として別添のとおり答申いたします。

※別添…計画書（案）

6 パブリック・コメント手続の結果

実施時期	平成 27 年 12 月 11 日（金）～平成 28 年 1 月 6 日（水）
案内方法	港湾企画課、市政情報コーナー及び各行政センターでの資料配付並びに市ホームページへの掲載
受付方法	直接持ち込み、郵送、ファクシミリ、電子メール
実施結果	意見提出者 1 人、意見数 17 件

7 改定前の計画に基づく実施事業一覧表（平成27年度まで）

改定前の計画に基づき実施してきた事業について、終了した事業を「完了」、継続して実施している事業を「継続」として整理しています。なお、表の見方は以下のとおりです。

- (1) : 「再生」、「活生」、「共生」の3つのエリアの区分
 (2) : 横須賀港の13地区の区分
 (3) : 各事業の「ハード整備(H)」、「ソフト対策(S)」の区分
 (4) : 改定前の「基本方針(※1)」の区分
 (5) : 改定前の「17の先導的取り組み(※2)」の区分
 (6) : 改定前の「17の先導的取り組み」から抽出した「6つの行動計画(※2)」の区分
 (「17の先導的取り組み」において下線・囲み番号で表示)
 (7) : 計画の中間評価において位置付けた改定前の「重点施策(※3)」の区分
 (8) : 施策・取り組みの名称等
 (9) : 施策・取り組みの実施主体（無記載は市）

※1 基本方針

- i 市民協働による推進
 ii 利用と環境の調和
 iii 快適な生活環境の形成
 iv 海の環境再生
 v 活力あるまちの創造
 vi 横須賀ブランドの活用

【完了】

(1) エリア	(2) 地区	(3) ハード/ ソフト	(4) 基本方針	(5) 17	(6) 6	(7) 重	(8) 施策・取り組み	(9) 実施主体
再生	追浜	S	i ii iv	1	①	III	アマモ苗の移植（追浜に浜を取り戻す活動）、苗植会の実施	市民団体
	深浦	S	i iv	2	①	III	深浦海岸再生事業	市・市民団体
	新港	H	ii iii iv	7	②	III	新猿島栈橋整備事業	
		S	i vi	7	②	III	猿島公園専門ガイド養成講座補講事業	
		S	i v vi	7	②	III	エコミュージアム・猿島探訪	市・市民団体
		S	v vi	7	②	III	猿島ビーチクーミング	
活生	平成	S	vi	7	②	III	近代遺跡近代化遺産の日見学会	市・財団
		H	ii v	9	②	II	横須賀海辺つり公園の整備	
	大津	H	ii v	9	②	II	うみかぜ公園の整備	
		H	iii	10	③	II	大津地区小型船だまり整備事業	
	馬堀	H	iii iv	10	③	II	馬堀地区高潮対策護岸整備	国
		S	v vi	11	③	III	海の魅力発見・体験in走水	
共生	走水	S	v vi	11	③	III	親子スノーケリング教室	
		H	iii	12	④	II	上下水道局駐車場整備	
	H	ii iv	12	④	III	走水（伊勢町）地区小型船だまり整備事業		
	鴨居	S	i	13	⑤	III	砂浜美化ボランティア活動の推進（観音崎）	市民団体
		S	v	13	⑤	III	半潜水式水中観光船での街並み・自然・生物観察会	
	浦賀	S	ii v	12・13	⑤⑥	III	シーカヤック体験in浦賀	
S		vi	14	⑤	III	シーカヤック体験in浦賀における浦賀の歴史解説		
久里浜	H	iii v	15	⑤	III	民間のマリーナの整備	事業者	
広域	S	i	1	①	III	よこすか海の専門ガイド養成事業		
		iv	1	①	III	海辺生物環境調査結果の活用		
	H	iii	2	②	II	ボートパーク整備事業（深浦・浦賀）		
	S	iii	2	②	II	ボートパーク管理事業（深浦・浦賀・久里浜）		
	S	i	5	③	III	企画提案型市民協働モデル事業（本港・浦賀・野比～津久井浜）	市・市民団体	
	S	ii	13	⑤	III	貴重な植物の保全のための調査等（猿島・走水・観音崎ほか）		
	S	vi	15	⑤	III	「三笠栈橋～（猿島）～観音崎」航路の運航	事業者	

※2 17の先導的取り組み(下線・囲み番号は6つの行動計画)

- 1 身近な海に触れて今の環境を知ろう①
- 2 船舶の安全性を確保するとともに、美しい水辺景観をつくろう
- 3 閉ざされた空間を、市民が親しめる水辺にしよう
- 4 海の利用マナーの向上を図って、きれいな海辺をとりもどそう
- 5 水辺のゴミを減らし、よい環境をアピールしよう
- 6 横須賀港から近代日本の歴史を学ぼう
- 7 猿島を体験・体感し、自然や歴史を学ぼう②
- 8 魅力あるイベントを開催し人々の交流を推進しよう
- 9 より親水性の高い水辺空間をつくろう
- 10 市民の憩いの場となる水辺をつくろう③
- 11 海のゆりかごアマモ場をはぐくもう
- 12 海を楽しもう「走水④・浦賀⑥」
- 13 身近な自然環境を子ども達に引き継ごう⑤
- 14 歴史のまち浦賀を再生しよう
- 15 海上アクセスによる交流を促進しよう
- 16 港湾開発をする時には自然との共生を考えよう
- 17 東京湾口を一望できる潮風を感じる砂浜をまもろう

※3 重点施策

- I 人々が海に親しめるよう浅海域の再生を進めます
- II 港湾区域における人々の憩いの場として港湾緑地の整備を推進します。また港湾施設の利活用や水辺空間の開放を進めます
- III 市民・市民団体や事業者との協働、役割分担によりエコポート事業を推進します。また人々が海に親しめる場の提供やこのために必要なガイドなどの育成を進めます

計画策定	実施年度												中間評価
	平成15以前	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
15～	○	○	○	○	○	○	○						
						○	○	○					
			○	○	○	○			○	○	○		
						○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○	○	○						
								○					
S63～3													
4～8													
12～	○	○	○	○	○								
10～	○	○											
			○	○	○	○	○	○					
									○				
12～	○	○	○	○									
12～	○	○	○	○									
14～	○	○	○	○	○	○	○	○					
	○	○	○										
			○	○	○	○	○						
						○	○						
9													
	○	○	○										
									○				
9～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○							
15～	○	○	○	○	○	○							
							○	○	○				
									○				
				○	○	○	○	○					

【継続】

(1) エリア	(2) 地区	(3) ハ-ド/ ソト	(4) 基本方針	(5) 17	(6) 6	(7) 重	(8) 施策・取り組み	(9) 実施主体	
再生	追浜	S	i v vi	1	①	Ⅲ	第三海堡構造物の展示・公開（夏島都市公園）	市民団体	
	深浦	S	i iv	2	／	Ⅲ	クサブグの産卵観察会	事業者・地元住民	
	長浦	H	ii iii	3・4	／	Ⅱ	長浦地区港湾緑地整備事業		
	本港	S	i		5	／	Ⅲ	海岸美化ボランティア活動	事業者
		S	v vi		6	／	Ⅲ	YOKOSUKA軍港めぐり	事業者
	新港	S	i vi		7	②	Ⅲ	猿島公園専門ガイド養成事業・サポート事業	市・市民団体
		S	v vi		7	②	／	猿島自然観察会	
		S	vi		7	②	／	市民大学講座ほか各種講座	財団
		S	vi		7	②	／	近代化遺跡・近代化遺産の調査および資料整理	
	活生	平成	S	v	8	／	／	客船歓迎イベント	
S			i v	8	／	Ⅲ	横須賀うみかぜカーニバル	実行委員会	
S			v	9	／	Ⅱ	うみかぜ公園の利活用（うみかぜBBQ）	事業者	
大津		H	ii	10	③	Ⅱ	大津地区港湾海岸高潮対策事業		
馬堀		S	iii	5	／	／	馬堀海岸保全施設の清掃		
		S	i iii	5	／	Ⅲ	緑陰道路（馬堀海岸）の清掃	地元住民	
走水		S	i v	10	③	Ⅱ	うみかぜ画廊（制作・維持管理）		
	S	vi	10	③	Ⅲ	走水のりフェスタ	事業者		
共生	鴨居	S	v	13	⑤	／	走水伊勢町海岸の清掃（東京湾クリーンアップ大作戦）		
	浦賀	S	i	13	⑤	Ⅲ	観音崎ウォークラリー		
		S	i	13	⑤	Ⅲ	砂浜美化ボランティア活動の推進（燈明堂）	市民団体	
		S	vi	13	⑤	／	周辺の自然環境と一体となった指定文化財の適正管理（燈明堂）		
		S	i v vi	14	／	Ⅱ	浦賀港周辺地区再整備事業（レンガドック活用イベント）	市・市民団体	
	久里浜	H	iii	14	／	Ⅱ	港湾環境整備事業（浦賀港水際線プロムナード整備（西岸部））		
	野比～ 津久井浜	S	i	5	／	Ⅲ	砂浜美化ボランティア活動（久里浜海岸等）	市民団体	
H	iv	17	／	／	／	港湾海岸施設整備事業			
広域	津久井浜	H	iv	17	／	／	漁港海岸施設整備事業		
		S	i iv	1	①	Ⅲ	海の観察会の実施（深浦・猿島・観音崎）	市民団体	
		S	i	1	①	Ⅲ	「よこすか海のガイドクラブ」の設立・活動	市民団体	
		S	i	1	①	Ⅲ	「よこすか海のガイドクラブ」への支援		
		S	iv	1	①	／	冊子「よこすかのかんきょう」の配付及び作成		
		S	iv	1	①	／	ホームページ「よこすかの環境保全活動」の運用		
		S	iv	1	①	／	よこすかECO通信の発行		
		H	ii iv v	1・3	①	Ⅰ	横須賀港浅海域保全・再生事業		
		S	ii	1・13	①⑤	／	身近な自然の保全とふれあい推進事業	市・市民団体	
		S	iii	2	／	／	港湾施設管理事業（深浦・浦賀）		
		S	iv	5	／	／	海面清掃（本港、浦賀、久里浜）		
		S	iii iv	5	／	Ⅲ	海浜地清掃事業	財団	
		S	i v vi	7・13	②⑤	Ⅲ	横須賀エコツアー推進事業（猿島・観音崎）		
S	ii	7・13	②⑤	／	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の策定（猿島・観音崎）				
H	iii v	10	③	Ⅱ	10,000メートルプロムナード整備事業（本港～鴨居）				

計画策定	実施年度												中間評価
	平成15以前	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
								○	○	○	○	○	○
					○	○	○	○	○	○	○	○	○
										○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○					○	○
					○	○	○	○	○	○	○	○	○
							○	○					○
9～	○		○	○	○			○	○	○			
9～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○
							○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					○	○	○	○	○	○	○	○	○
13～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
											○	○	○
14～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
元～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○		○	○	○	○	○
											○	○	○
14～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								○	○	○	○	○	○
									○	○	○	○	○
							○	○	○	○	○	○	○
3～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								○	○	○	○	○	○
										○	○	○	○
S59～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 用語集（五十音順）

○アダプト制度（あだぷとせいど）

市民のグループや企業が道路や公園などの親代わりになって清掃、除草などを行い、行政がそれを支援する制度。本市では「まちかど里親制度」の名称で取り組んでいる。

○アマモ場（あまもば）

主として種子植物であるアマモなどの海草により形成される藻場。稚魚・幼魚の隠れ場となる。

○エコツアー（えこつあー）

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの考え方に基づいた具体的な取り組み。本市では平成 25 年度から 3 か所（猿島、観音崎、大楠・西海岸）のフィールドで実施。

○海洋基本計画（かいようきほんけいかく）

海洋基本法で政府に策定することが義務付けられた計画で、海洋に関する施策についての基本的な方針等を定める。主な施策としては、環境に係る基本的施策として海洋生物の多様性確保、流入水による汚濁負荷低減、海洋への廃棄物排出防止、海洋の自然景観の保全等、海洋に関する国民の理解の増進等として国の学校教育・社会教育における海洋教育の推進、海洋に関するレクリエーションの普及等を挙げている。

○海洋基本法（かいようきほんほう）

経済社会の健全な発展、国民生活の安定向上、海洋と人類の共生への貢献を目的として、平成 19 年に施行された法律で、目的達成の過程での国、自治体、事業者、国民の責務が明確化され、自治体には区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定及び実施が求められている。

○漁業権（ぎょぎょうけん）

漁業法において定められた、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利であり、漁業の内容により定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権に分類される。

○港湾計画（こうわんけいかく）

港湾法に位置付けられた法定計画で、一定の水域と陸域からなる港湾という空間について、これを計画的に開発・整備し、また、適正かつ効率的に管理・運営・保全するために、港湾管理者が定める長期的な指針となる基本的な計画。横須賀港では昭和 42 年（1967 年）に策定後、数回の変更、改訂を重ね、近年では平成 17 年（2005 年）に改定。

○港湾法（こうわんほう）

交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的として、昭和 25 年（1950 年）に制定された法律。

○護岸（ごがん）

係留施設以外の土地と海面との水際線に設ける構造物で、波浪による陸岸の侵食及び水圧による陸岸の崩壊から土地を護り、海水の浸入を防ぐ構造物。

○COD（しーおーでいー）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略で、水質の汚れ具合を示す指標の一つ。水中の有機物を酸化剤で科学的に分解した時に消費される酸素量のこと、数値が高いほど汚濁が進んでいることを示す。

○浅海域（せんかいいき）

干潟、砂浜、藻場などを含んだ、水深の比較的浅い海域の総称。生き物の生産力や多様性が大きく、幼稚仔（成体になるまでの発育過程にある生き物）の保育機能を有することから、海の生き物たちの「ゆりかご」として重要な場所であり、自然環境保全上もその役割の重要性が認識されつつある。海水中に含まれる酸素が多いため、微生物の活動が活発であり、動植物の死がいや糞などの有機物を分解する速度が速いなど水質浄化の能力が高いと言われる。

○タイドプール（たいどぷーる）

干潮時に潮間帯のくぼみに海水が溜まることによってできる水たまり。潮だまり。

○都市温熱環境（としおんねつかんきょう）

ヒートアイランド現象の要因を誘発する環境のこと。ヒートアイランド現象とは都市部の気温が周辺部より高くなる現象のことで、この現象の主な要因としては、①アスファルトの道路は昼間の太陽の熱射で深層まで高温となり、夜間に蓄積された熱が放出される、②樹木は大量の水を空气中に吐き出しているため、緑地面積が小さくなると植物や地表からの水分の蒸発量が減少し、蒸発潜熱が減少する、③都市への人口の集中により各種エネルギーの使用量が増え、排熱量が増加する、④高層建物などの壁面で多重反射するため、都市の構造物が過熱されやすくなる、などが挙げられる。

○パブリックアクセス（ぱぶりっくあくせす）

人々が海辺にたどりつくための道路等の手段と、たどりついてからそこで憩い、遊ぶことができるような海辺環境を包括した概念。

○放置艇（ほうちてい）

船舶の係留施設ではない水域や砂浜等に存置されている船舶のこと。

○藻場（もば）

海藻が茂る場所のことで、その構成種からアマモ場、ガラモ場、アラメ場等に分類される。

○YOKOSUKA軍港めぐり（よこすかぐんこうめぐり）

平成 20 年度に定期航路化された、米海軍施設や海上自衛隊施設が立地する本市の特徴を活かし、市内事業者が実施するクルーズ。

○横須賀港（よこすかこう）

慶応元年（1865 年）に幕府の勘定奉行であった小栗上野介忠順が横須賀村に製鉄所を建設したのが起源で、昭和 26 年（1951 年）に準特定重要港湾に指定され、昭和 28 年（1953 年）4 月 1 日から横須賀市が港湾管理者として管理。港湾区域（水域）約 5,530ha、臨港地区約 283ha、海岸線延長約 61km。北は追浜地区から南は野比地区までの 13 地区により構成。

○横須賀市環境基本計画（よこすかしかんきょうきほんけいかく）

市・市民・事業者が共通の問題意識と理念を持ち、それぞれの立場で相互に協力しあって、環境問題の解決を図るための規範となる環境基本条例の中で示されている基本方針等を施策レベルで展開するための計画として平成 10 年に策定。平成 15 年の改定を経て、平成 23 年度には新たに「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」を策定。計画期間の 11 年間の本市の環境行政のあり方を示すとともに、自然環境の保全・再生、低炭素社会の構築や循環型社会の形成などにより、横須賀の環境を魅力あるものとして、次世代を担う子どもたちに引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割分担や協働により、さまざまな取り組みを推進していくこととしている。

○横須賀市市民協働推進条例（よこすかししみんきょうどうすいしんじょうれい）

市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成 13 年に施行された条例。

横須賀港港湾環境計画
平成 28 年（2016 年）3 月改定

横須賀市港湾部港湾企画課
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
電話：046-822-9802 FAX:046-826-3210
E-Mail:pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp



この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成27年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[ランクA]のみを用いて作成しています。

この冊子は300部作成し、1部あたりの印刷経費は1,675円です。

リサイクル適性 